



年金制度のポイント

もしもの時、
年金はあなたの力になれる！

平成 29 年度



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省

平成 28 年度「わたしと年金」エッセイ 厚生労働大臣賞（1 作品）

東京都 上村 ノブエ 様（70 代 女性）

私は平成二十八年六月喜寿を迎えました。

その間何度も大病を経験し、社会保険の有難さ大切さを痛感して参りました。

当時小さな会社の経営をはじめた私達は、税理士から労務協会を紹介され社会保険に加入しました。それまで個人で国民健康保険や、国民年金に加入していましたが厚生年金や健康保険料は料金が高いと感じました。

それに本人からの控除分と同額を会社が負担するため会社としても大きな出費でした。社員も給料から引かれる金額が大きく、手取りが少なくなり将来のためとか義務であることを説明してもなかなか同意してくれません。

妻帯者は早く加入してくれるのですが、独身者は金銭的な事情を抱えている人が多く、簡単にはいきません。当時は同業者でもある程度、力のある会社しか加入しているところが少なかったらしく、無理に勤めると退職して未加入の会社に移られるような状況でした。

未加入の会社は会社負担がない分給料も多く払えるのでそれも魅力の一つだったのでしょう。いろいろな事情を考えると義務とはいえ、無理に勤めることを諦めざるを得ませんでした。

そんな時年金事務所の呼出し監査があり、未加入者のいろいろな事情があることを説明したところ、

「そういう人こそ将来を考えて加入しなければいけない」といろいろ細かく説明して下さいました。会社に戻り改めて説得したところやっと納得してすぐ加入してくれた人が大半で、次に一人、また一人という感じで退職者は一人もいませんでした。もちろん会社としても大変でした。ある程度生活が成り立つまでいろいろ援助もしました。

時を経て定年を迎えて故郷に戻った社員から嬉しい話を聞かされました。

社員募集の広告を見て近くの A 社に応募するつもりが、間違えて当社に面接に来たそうです。

採用が決まり長い間働かせてもらったけど A 社に入社していれば社会保険は未加入で、今、年金をもらいながら生活できるのはそちらの会社のおかげで本当に有難

いとお礼を言って下さいました。それを聞いてあの頃の苦勞が報われたような気がして嬉しさで一杯になりました。

それと同時にあの呼出し監査がなかったらたして未加入者を説得できたかどうかという思いに至り年金事務所の誠実な説明と制度の有難さを遅ればせながら強く実感しました。

二十数年前、私の長男は幼い子供三人を残し、三十三才の若さで急逝しました。その時一定の条件はあるものの子供一人一人が十八才になるまで手厚く遺族年金が支給され、妻にも支給されました。子供が十八才を過ぎると妻だけに支給されます。残された家族が安心して生活できるように年金は考えられているのです。現在私も年金を受給しております。若い頃は年をとればお金はそんなに必要でないと思いがちです。

年を重ねれば交際範囲も自然に広がり、思いがけない出費も多く老化と同時に医療費もかさできます。

そんな時定期的に振込まれる年金は、金銭的にも精神的にも大きな支えになっているのです。

このエッセイは、日本年金機構が毎年募集・実施しているものです。

はじめに

「年金」というと、皆さんはどのようなイメージをお持ちですか。老後を安心して迎えるために必要不可欠なもの、一方で制度が複雑で分かりにくいものと、さまざまな印象をお持ちではないでしょうか。

年金制度とは、高齢期に達するなど要件を満たした方に、定期的に一定の金額を給付する仕組みのことです。制度の性格によって、国民に加入義務があり、国が運営する「公的年金」と、個人や企業の選択で加入する「私的年金」に分かれます。

このパンフレットは、公的年金制度を中心に、皆さんが年金制度と関わる場面に着目して、ポイントを分かりやすく解説したものです。皆さんの年金制度についての理解を深めていただければ幸いです。

目次

| | |
|---------------------------|------|
| 1. 年金制度の全体像 | P.6 |
| 2. 保険料を納める | |
| (1) 公的年金制度に加入する | P.9 |
| (2) 公的年金の保険料の納め方 | P.9 |
| (3) 国民年金の保険料が納められない場合 | P.11 |
| (4) 仕事を続けながら出産・子育てをする場合 | P.12 |
| 3. 年金を受け取る | |
| (1) 高齢になったとき | P.14 |
| (2) 障害を負ったとき | P.19 |
| (3) 一家の大黒柱が亡くなったとき | P.22 |
| (4) その他の給付を受け取れるとき | P.24 |
| (5) マクロ経済スライドの発動 | P.26 |
| 4. 外国で生活する | |
| (1) 企業から外国に派遣される時 | P.28 |
| (2) 外国で国民年金に任意加入するとき | P.29 |
| 5. 私的年金に加入する | |
| (1) 私的年金制度の概況 | P.30 |
| (2) 私的年金の種類 | P.30 |
| (3) 国民年金基金の概況 | P.32 |
| 6. 公的年金の財政 | |
| (1) 公的年金の財政の仕組み | P.35 |
| (2) 年金積立金の運用 | P.38 |
| 参考資料（公的年金の歴史・データ集） | P.41 |

1. 年金制度の全体像

なぜ公的年金制度は必要なのでしょう

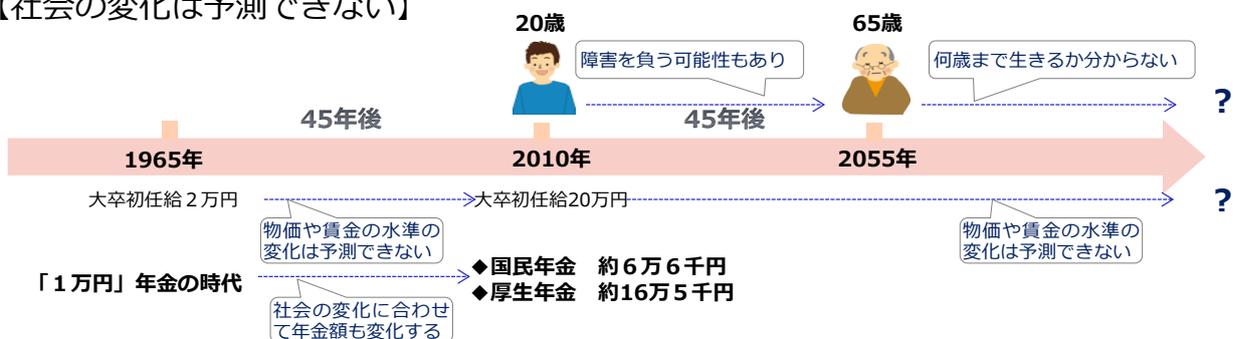
私たちの人生には、自分や家族が年を取ったり、重い障害を負ったり、死亡したりなど、さまざまな要因で、自立した生活が困難になるリスクがあります。こうした生活上のリスクは、予測することができないため、個人だけで備えるには限界があります。そこで、これらに社会全体で備える仕組みが、公的年金制度です。公的年金制度は、あらかじめ保険料を納めることで、必要なときに給付を受けることができる社会保険です。

もし、公的年金制度がなかったら、私たちは、親の老後を仕送りなどで支えたり、自分自身の老後に自分だけで備えたりする必要があります。しかし、自分が何歳まで生きられるのか、長い人生の間に、経済の状況や社会の在り方がどう変化していくのかは予測できません。

個人や家族だけで対応しようとしても、必要な額の貯蓄ができなかったり、貯蓄のために必要以上に生活を切り詰めたり、家族や子どもに頼ることができなくなったりすることも起こるでしょう。これらに対しては、社会全体で対応した方が確実に効率的です。世代を超えて支え合うことで、その時々々の経済や社会の状況に応じた給付を実現することができます。

このように、公的年金制度は、予測することができない将来のリスクに対して、社会全体であらかじめ備え、生涯を通じた保障を実現するために必要なものです。

【社会の変化は予測できない】



【昔と今の物価の比較】

| | | 1965年 | | 2010年 | |
|-----------|------|-------|---|-------|-------|
| 鶏肉 | 100g | 71.8円 | → | 129円 | 1.8倍 |
| 牛乳(瓶) | 1本 | 20円 | → | 114円 | 5.7倍 |
| うどん | 1杯 | 53.7円 | → | 595円 | 11.1倍 |
| カレーライス | 1皿 | 105円 | → | 742円 | 7.1倍 |
| コーヒー(喫茶店) | 1杯 | 71.5円 | → | 411円 | 5.7倍 |
| タクシー代 | 初乗 | 100円 | → | 710円 | 7.1倍 |
| はがき | 1通 | 5円 | → | 50円 | 10.0倍 |
| ノートブック | 1冊 | 30円 | → | 144円 | 4.8倍 |

(出典) 小売物価統計調査

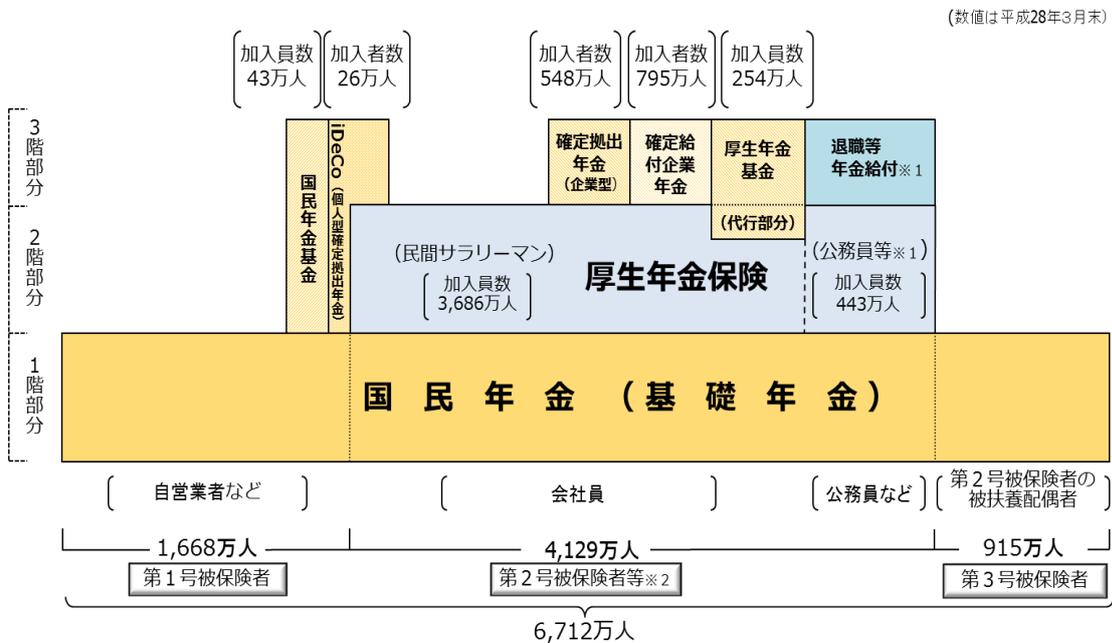
年金制度の仕組み

公的年金制度は、いま働いている世代（現役世代）が支払った保険料を仕送りのように高齢者などの年金給付に充てるといふ「世代と世代の支え合い」といふ考え方（これを賦課方式といいます）を基本として、運営されています（保険料収入以外にも、年金積立金や税金が年金給付に充てられています）。[→6. 公的年金の財政 P.35]

日本の公的年金制度は、「国民皆年金」といふ特徴を持っており、①20歳以上の全ての人々が共通して加入する国民年金と、②会社員や公務員等が加入する厚生年金による、いわゆる「2階建て」と呼ばれる構造になっています。

また、③公的年金と別に保険料を納め、公的年金に上乗せして給付を行う企業年金などは、いわば「3階部分」として、国民の自主的な努力によって高齢期の所得保障を充実させる役割を果たしています。[→5. 私的年金に加入する P.30]

【年金制度の仕組み】

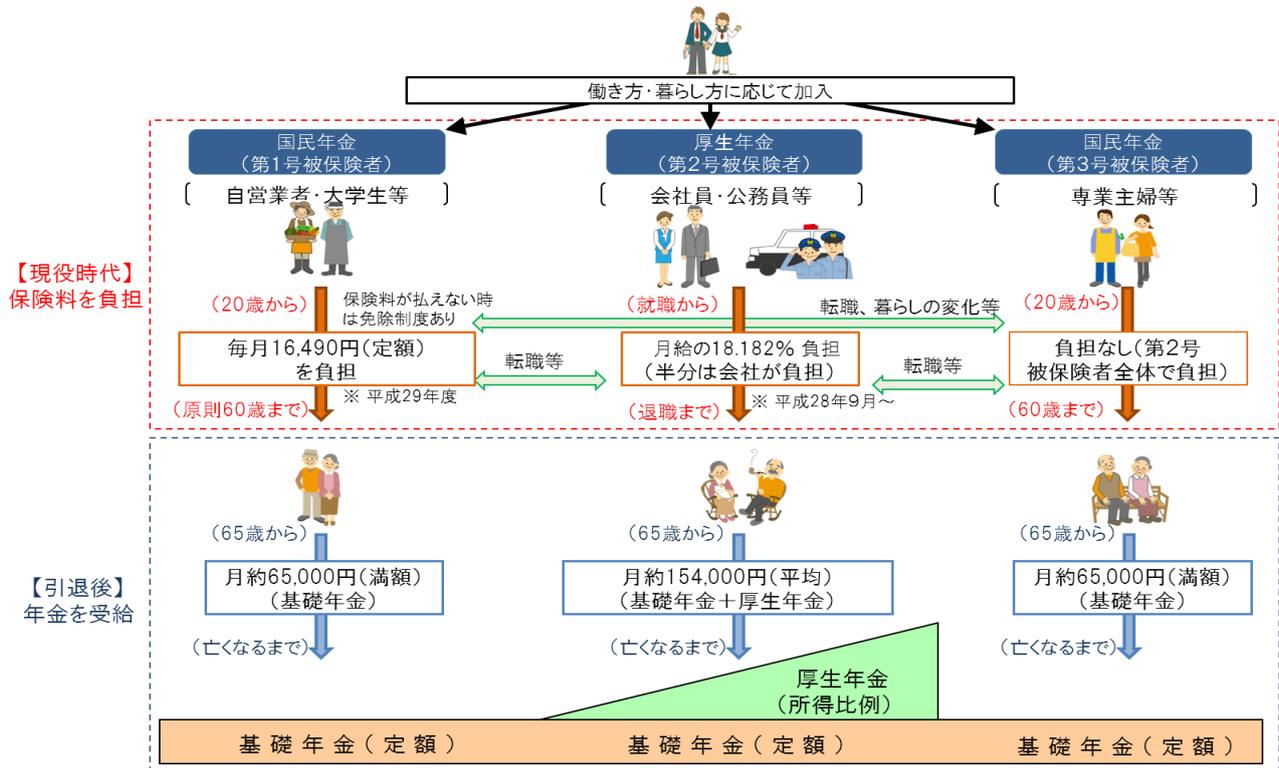


※1 平成27年10月から、公務員や私立学校の教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに年金払い退職給付が創設。ただし、それまでの共済年金に加入していた期間分は、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 国民年金の第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者をいう（国民年金の第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

自営業者など国民年金のみに加入している人は、毎月“定額”の保険料を自分で納め、会社員や公務員で厚生年金に加入している人は、毎月“定率”の保険料を会社などと折半で負担し、保険料は毎月の給料から天引きされます。専業主婦など扶養されている人は、厚生年金制度全体で保険料を負担しているため、個人として保険料を負担する必要はありません。[→2. 保険料を納める P.9]

【働き方・暮らし方別の公的年金の保障】



老後には、全ての人が老齢基礎年金を、厚生年金に加入していた人は、それに加えて、老齢厚生年金を受け取ることができます。また、老後だけでなく、重い障害を負ったときの障害年金や、一家の大黒柱が亡くなったときに残された家族に支給される遺族年金があります。[→ 3. 年金を受け取る P.14]

【公的年金の給付の種類】

| | 基礎年金 | 厚生年金 |
|----|---|--|
| 老齢 | 老齢基礎年金 保険料を納めた期間などに応じた額 | 老齢厚生年金 保険料を納付した期間や賃金 ^{※1} に応じた額 |
| 障害 | 障害基礎年金 障害等級 ^{※2} に応じた額 (子がいる場合には加算あり) | 障害厚生年金 賃金 ^{※1} や加入期間、障害等級 ^{※2} に応じた額 |
| 遺族 | 遺族基礎年金 老齢基礎年金の満額に子の数に応じて加算した額 | 遺族厚生年金 なくなった方の老齢厚生年金の3/4の額 |

※1 賃金とは、正確には「平均標準報酬額」といい、厚生年金への加入期間中の給与と賞与（ボーナス）の平均額のことをいう。

※2 障害等級は、基礎年金と厚生年金で共通。障害厚生年金（2級以上）受給者は、同時に障害基礎年金を受給できる。

会社員が海外に派遣される場合には、日本の公的年金制度と海外の制度に二重に加入しなければならない場合があります。海外で働く日本人や海外から働きに来る外国人が働きやすい環境を整えるため、両国の公的年金制度に二重加入することを防止するとともに、加入期間を通算できるようにする取り組みを進めています。[→ 4. 外国で生活する P.28]

2. 保険料を納める

日本の公的年金制度では、原則として、日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は全員、公的年金制度に加入する必要があります（これを「国民皆年金」といいます）。保険料を納める方法は、公的年金制度の加入方法によって異なります。また、経済的な理由などにより、国民年金保険料を納めることが困難な場合には、保険料を免除する制度などがあります。

この章では、「保険料を納める」ことについて、具体的に説明します。

（1）公的年金制度に加入する

70歳未満の会社員（厚生年金の適用事業所で働いている人）（注）、国・地方公共団体の公務員や私立学校の教職員は、厚生年金に加入します（加入した人を被保険者といいます）。これらの会社や国・自治体、学校などに雇われている人は、原則として、厚生年金に加入すると同時に、国民年金の第2号被保険者になります。

厚生年金加入者の配偶者で扶養されている（年収が130万円未満で、かつ、配偶者の年収の2分の1未満である）20歳以上60歳未満の人は、国民年金の第3号被保険者となります。

これら以外の自営業者、農林漁業者などで、日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は、全て国民年金の第1号被保険者となります。

（2）公的年金の保険料の納め方

自営業者など（国民年金の第1号被保険者）は、毎月一定額（16,490円（平成29年度））の保険料を自分で納めます。

会社員など（国民年金の第2号被保険者）は、給与や賞与^{※1}に、定められた保険料率（平成29年8月まで 18,182%）^{※2}で計算した額を会社と折半で負担します。厚生年金の保険料は、会社側に納める義務があり、会社は従業員に支払う給与などから、本人負担分の保険料を天引き（源泉徴収）し、会社負担分と合わせて納めます。

国民年金・厚生年金の保険料は、平成16年の制度改正により、毎年段階的に引き上げられた後、平成29年度^{※2}に上限〔国民年金保険料額：16,900円（平成16年度価格）^{※3} 厚生年金保険料率：18.3%〕に達して、以後は固定されることになっています。

専業主婦（主夫）など（国民年金の第3号被保険者）は、自ら保険料を納める必要はありません。第3号被保険者の配偶者が負担した保険料は、夫婦で共同して負担したものとの考えから、第3号被保険者に将来支払われる基礎年金の費用は、厚生年金から拠出されます。

※1 保険料を計算するには、実際の給与や賞与を基に定める標準報酬月額や標準賞与額を使う。標準報酬月額は、原則として、4～6月の3カ月の平均給与を基に毎年9月に改定する。

※2 公務員・私立学校教職員の厚生年金保険料率は、それぞれ平成30年度・平成39年度までかけて上限（18.3%）に達する。

※3 国民年金保険料は、毎年度、平成16年度の賃金水準を基準として280円ずつ引き上げられる。実際の保険料額は、平成16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定める。

2. 保険料を納める

| | 国民年金 | 厚生年金 | 保険料 (平成29年4月時点) |
|--------------------------------------|------------|----------|-----------------------------------|
| 自営業者、農業者、学生など (20歳以上60歳未満で下記以外の人) | 【第1号被保険者】 | — | 16,490円(月額) |
| 適用事業所に雇用される 会社員など(70歳未満) | 【第2号被保険者】※ | 厚生年金被保険者 | 月収の18.182% (労使折半。本人負担は9.091%) |
| 国家公務員(70歳未満) 地方公務員(70歳未満) | | | 月収の17.632% (労使折半。本人負担は8.816%) |
| 私立学校教職員(70歳未満) | | | 月収の13.911% (労使折半。本人負担は6.9555%) |
| 専業主婦(夫)など (被用者の配偶者であって扶養されている人) | 【第3号被保険者】 | — | 保険料負担はない (配偶者が加入する厚生年金が負担) |

※ 65歳以上で老齢または退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する人は、厚生年金の被保険者になるが、国民年金の第2号被保険者にはならない。

(注) 短時間労働者であっても、1週間の所定労働時間および1月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3以上である者に社会保険が適用される。また、4分の3未満であっても、①週の所定労働時間が20時間以上であること、②月額賃金が8.8万円以上であること、③勤務期間が1年以上見込まれること、④学生ではないこと、⑤従業員数501人以上の規模である企業に使用されていること(500人以下の企業でも労使合意があれば適用対象となる)、の5つの条件を満たす場合には、厚生年金に加入することになる。

■国民年金保険料の納め忘れのある方は「後納制度」をご利用ください

時効により納付できなかった過去5年間の保険料※について、厚生労働大臣の承認を受けて、納付できます。(平成27年10月1日から平成30年9月30日までの特例措置)

- 対象保険料： 2年間の時効が経過した国民年金保険料
(国民年金に加入していた期間の未納期間が対象)
- 対象者： 過去に未納期間のある人(受給権者を除く)
- 対象期間： 過去5年以内の未納期間
- 保険料額： 当時の保険料額に一定の加算をした額

※ 国民年金の保険料は納付期限から2年を経過した場合、時効によって納付することができなくなります。

(3) 国民年金の保険料が納められない

① 保険料の免除

国民年金の第1号被保険者の中には、失業して所得がない人など経済的な理由で一時的に保険料を納められない人もいます。そのため、国民年金制度では保険料免除の仕組みを設けています。

保険料が免除されると、将来受け取る老齢基礎年金が減額されます。免除された保険料は、10年以内であれば追納することができ、追納した場合は納めた期間として、計算されます。

ア. 保険料の申請免除

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、市区町村へ申請することにより、保険料の全額または一部（3/4・半額・1/4）の納付が免除されます。

【免除の対象となる所得の基準（平成29年度）】

| | |
|-------|------------------------------|
| | 前年の所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること |
| 全額免除 | (扶養親族等の数+1)×35万円+22万円 |
| 3/4免除 | 78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等 |
| 半額免除 | 118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等 |
| 1/4免除 | 158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等 |

イ. 保険料の法定免除

次のような事由に該当する人は、市区町村へ届け出ると保険料が免除されます。

- ① 障害基礎年金の受給権者
- ② 生活保護法による生活扶助を受けている人
- ③ ハンセン病療養所などに入所している人

② 保険料の納付特例・納付猶予

学生や、若年者で就職が困難であったり、失業中であったりするなどの理由で所得が低い人について、国民年金保険料の納付を猶予する制度もあります。

国民年金保険料の納付が猶予された期間は、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）には反映されますが、年金額の計算には反映されません。なお、猶予された保険料は、10年以内であれば追納が可能です。

ア. 学生納付特例制度

学生（大学・大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校などに在学する人）で、本人の所得が一定額以下の場合に、在学中の保険料の納付が猶予されます。

- 所得の基準（申請者本人のみ）[平成29年度]
118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

イ. 納付猶予制度（平成37年6月まで）

50歳未満の第1号被保険者について、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

- 所得の基準（申請者本人と配偶者）[平成29年度]
(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円

(4) 仕事を続けながら出産・子育てをしている

仕事を続けながら、出産・子育てをする人を支援するために、産休期間中の人や育児休業などを取得した人に対して、厚生年金の特例措置を設けています。

① 産休期間中の特例

ア. 産前産後の休業期間中の保険料免除

産前産後の休業[※]について、休業を開始した月から終了した月（終了日の翌日の月）の前月までの厚生年金保険料が免除されます。この期間は、保険料を納めた期間とみなされ、将来受け取る老齢厚生年金の額に反映されます。また、平成31年4月からは、国民年金の第1号被保険者の産前産後期間（出産予定月の前月からその翌々月までの4ヶ月間）の保険料を免除するとともに、免除期間は満額の基礎年金を保障することとしています。また、この費用に充てるため、国民年金の保険料を月額100円程度引き上げます。

※ 出産日の42日以前（多胎妊娠の場合は98日前）から出産日の56日後まで

イ. 産前産後休業などを終了した際の標準報酬月額の変更の特例

産前産後休業を終了した人が、職場復帰した場合は、その後の3ヶ月間の給与の平均額で標準報酬月額を改定して、厚生年金保険料を計算します。職場復帰せず、そのまま育児休業などに入った場合には、育児休業などが終了してから改定します。

② 育休期間中の特例

ア. 育児休業などの期間中の保険料免除

子どもが3歳になるまでの間の育児休業などについて、休業を開始した月から終了した月（終了日の翌日の月）の前月までの厚生年金保険料が免除されます。この期間は、保険料を納めた期間とみなされます。

イ. 育児休業などを終了した際の標準報酬月額の変更の特例

育児休業などを終了した人が、3歳未満の子どもを養育しながら職場復帰した場合は、その後の3ヶ月間の給与平均額で標準報酬月額を改定し、厚生年金保険料を計算します。

ウ. 3歳未満の子どもの養育期間における標準報酬月額のみなし措置

3歳未満の子どもを養育する期間中の標準報酬月額が、子どもを養育する前の標準報酬月額を下回る場合には、以前の標準報酬月額がその期間における標準報酬月額とみなされて、将来受け取る老齢厚生年金の額が計算されます。

3. 年金を受け取る

公的年金は、高齢で働けなくなったときや重い障害を負ったとき、一家の大黒柱が亡くなったときなどに、本人や残された家族に年金を支給することで生活を保障します。年金を受け取るためには、これまで保険料を納めてきたことなどの要件を満たしている必要があります。

この章では、「年金を受け取る」ことについて、具体的に説明します。

(1) 高齢になったとき（老齢年金）

高齢になり、会社を退職するなどして所得が低くなったときの生活の支えとなるのが、老齢基礎年金と老齢厚生年金です。受け取る年金額は、保険料を納めた期間などによって決まります。

【老齢基礎年金】

支給要件

① 受給資格期間（年金を受け取るために必要な期間）

保険料を納めた期間と保険料を免除された期間^{※1}が合わせて25年以上（平成29年8月以降は10年以上）あること。

② 支給開始年齢

65歳（60歳からの繰上げ受給や、66歳以降の繰下げ受給も可能）。

年金額（平成29年度）

$$\text{■ 年金額} = \text{満額} \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + [\text{保険料を免除された月数} \times (1/2 \sim 7/8)]^{*2}}{480 \text{ (40年}^{*3} \times 12\text{月)}}$$

■ 平成29年度の満額 = 779,300円（480月（40年×12月）保険料を納めた場合。
物価や賃金に応じて毎年4月に改定）

■ 繰上げ受給・繰下げ受給（昭和16年4月2日以後生まれの人（月単位））

- ・ 繰上げ受給（60歳から65歳前までに受給を開始）
減額率 = 0.5% × 繰上げ請求月から65歳到達月の前月までの月数（最大30%減額）
- ・ 繰下げ受給（65歳以降に受給を開始。70歳まで。）
増額率 = 0.7% × 65歳到達月から繰下げ請求月の前月までの月数（最大42%増額）

※1 昭和61年3月31日以前に、強制加入期間とされていなかった期間などいわゆる「合算対象期間」を含む。

※2 保険料を免除された期間がある人は、免除の種類と基礎年金の国庫負担割合に応じて計算式が変わる。学生納付特例や納付猶予を利用した期間は、保険料を追納しないと年金額には反映されない。

- ・ 保険料全額免除月数 × 1/2（平成21年3月以前の期間は1/3）
- ・ 保険料3/4免除月数 × 5/8（同1/2）
- ・ 保険料半額免除月数 × 3/4（同2/3）
- ・ 保険料1/4免除月数 × 7/8（同5/6）

例えば、平成21年以降に20年間保険料を納付し、10年間全額免除、10年間半額免除を受けた人は、

満額 × (20年 × 12ヵ月 + 10年 × 12ヵ月 × 1/2 + 10年 × 12ヵ月 × 3/4) / 480月 = 満額 × 390月 / 480月 として計算。

※3 昭和16年4月1日以前生まれの人は、生年月日に応じて短縮。

【老齢厚生年金】

| | |
|--------------------|---|
| 支給要件 | <p>① 受給資格期間（年金を受け取るのに必要な期間） 老齢基礎年金の受給資格を満たして、厚生年金の加入期間が1ヵ月以上あること （ただし、特別支給の老齢厚生年金は、厚生年金の加入期間が1年以上であることが必要）</p> <p>② 支給開始年齢 65歳（60歳からの繰上げ受給や、66歳以降の繰下げ受給も可能） ※経過措置として、65歳前から特別支給の老齢厚生年金が支給される場合がある（後述）</p> |
| 年金額（平成29年度） | <p>■ 老齢厚生年金（報酬比例部分）</p> <p>年金額^{※1} = 平均標準報酬月額^{※2} × (9.5/1000 ~ 7.125/1000)^{※3} × H15.3以前の被保険者期間の月数 + 平均標準報酬額^{※2} × (7.308/1000 ~ 5.481/1000)^{※3} × H15.4以降の被保険者期間の月数</p> <p>■ 加給年金（老齢基礎年金・特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受け取る場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支給要件 <ul style="list-style-type: none"> ① 本人の厚生年金加入期間が20年以上 ② 配偶者の厚生年金加入期間が20年未満 ③ 配偶者が65歳未満で生計維持関係にある ④ 配偶者の年収が850万円未満 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども（18歳の誕生日の前日の属する年度の年度末を経過していない子、20歳未満で1級または2級の障害者）がいる場合、人数に応じて加算 ○ 支給額 ・ 配偶者 224,300円 ・ 第1子・第2子 224,300円 ・ 第3子以降 各 74,800円 <p>■ 特別支給の老齢厚生年金（特例に該当するものや生年月日によって受け取れる場合がある）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 報酬比例部分 老齢厚生年金（報酬比例部分）と同じ計算方法 ○ 定額部分 1,628円 × 改定率（0.998）× 生年月日に応じた率 × 被保険者期間の月数 <p>■ 老齢厚生年金の支給停止（在職老齢年金制度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 60歳～64歳 <ol style="list-style-type: none"> 1 賃金（ボーナス込みの月収）と年金（月額）の合計額が28万円まで年金を全額支給 2 28万円を超えた場合、賃金が46万円までは賃金の増加2に対して、年金1を停止 3 賃金が46万円を超えた場合、賃金の増加分だけ年金を停止 ○ 65歳以降 <ol style="list-style-type: none"> 1 賃金（ボーナス込みの月収）と年金（月額）の合計額が46万円まで年金を全額支給 2 46万円を超えた場合、賃金の増加2に対して、年金1を停止 |

※1 下記計算式によって算出された年金額のほうが高い場合は、その額を支給する。

年金額 = [(平均標準報酬月額)^{※4} × (10/1000 ~ 7.5/1000)^{※3} × (H15.3以前の被保険者期間の月数)

+ (平均標準報酬額)^{※4} × (7.692/1000 ~ 5.769/1000)^{※3} × (H15.4以降の被保険者期間の月数)] × 従前額改定率^{※5}

※2 平均標準報酬（月）額を算出する際の再評価率は、平成27年度時点の水準のものを用いる。

※3 給付乗率は、生年月日によって異なる。

※4 平均標準報酬（月）額を算出する際の再評価率は、平成6年改正時（平成5年度時点）の水準のものを用いる。

※5 従前額改定率は、昭和12年度以前生まれの場合は0.999、昭和13年度以降生まれの場合は0.997。

■ 「ねんきんネット」であなたの年金を簡単確認

皆さんの年金記録や、将来受け取る年金の見込額を知りたいときには、「ねんきんネット」をご利用ください。

「ねんきんネット」では、ご自宅のパソコンやお手持のスマートフォンで、皆さんの最新の年金記録や将来受け取る年金の見込額が確認できるほか、日本年金機構に提出する一部の届書をパソコンで作成できたり、「年金振込通知書」などの各種通知書を確認・ダウンロードできます。

あなたの年金 簡単便利な **ねんきんネット**で！

◇24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンで、最新の年金加入記録を確認できます！

■ 年金記録画面イメージ

【年金記録画面】で確認できること

- ◆ これまでの年金加入履歴
- ◆ 厚生年金加入記録
- 資格取得・喪失年月日 ○ お勤めの先の名称
- 標準報酬月額・標準賞与額 など
- ◆ 国民年金加入記録
- 各月の納付状況 など

■ 厚生年金保険加入記録

これまでの厚生年金保険加入記録をご確認いただけます。

| 厚生年金取得した年月日 | 喪失した年月日 | お勤め先の名称 | 標準報酬月額 標準賞与額 | 厚生年金基金 | 標準報酬月額 標準賞与額 |
|-------------|------------|---------|----------------------|--------|---------------------|
| 平成19年4月 1日 | 平成21年3月20日 | 〇〇株式会社 | 平成19年12月 240,000円 | 基金未加入 | 平成20年3月 240,000円 |
| | | | 平成21年3月 240,000円 | | |

◇将来受け取る年金の見込額をさまざまな条件に応じて試算 できます！

■ 年金見込額試算画面イメージ

【年金見込額試算】で確認できること

- ◆ 現在の年金制度で60歳まで年金を納付した場合の試算ができます。
- ◆ 今後の職業や収入を資料に答えて試算できます。
- ◆ 様々な条件をご自分で設定して試算できます。
- ◆ 年齢ごとの年金の見込額 ◆ 年金資格開始の年齢 など

| 年齢 | 標準報酬月額 (円) | 標準賞与額 (円) | 標準報酬月額 (円) | 標準賞与額 (円) | 年金見込額 (円) |
|----|---------------|--------------|---------------|--------------|--------------|
| 60 | 2,350,000円 | 444,000円 | 261,000円 | 270,000円 | 3,300,000円 |
| 62 | 2,350,000円 | 397,000円 | 424,000円 | 400,000円 | 3,484,000円 |
| 64 | 2,800,000円 | 527,000円 | 424,000円 | 400,000円 | 3,334,000円 |

◇年金手帳があればご利用登録はカンタン！

ぜひ、この機会にご利用登録してみませんか？

■ 日本年金機構ホームページ画面イメージ

「ねんきんネット」のご利用登録は、こちらのボタンから

その1
新着登録画面から必ず
手順を入力してください。
アクセスコード ※1
・ 基礎年金番号 ※2
・ 氏名、生年月日、性別
・ 郵便番号、住所 等

その2
日本年金機構において
ご本人確認を行ない、
ユーザーIDをお届けし
ます。 ※3

その3
ユーザーIDとパスワード
を併用して「ねんきん
ネット」へログイン
してください。

※1 アクセスコードをお持ちの方は、この番号を併用してお申し込みいただくことで、同時にユーザーIDを取得できます。アクセスコードは平成29年度「ねんきん記録帳」などに記載されている17桁の番号です。

※2 基礎年金番号は年金手帳などに記載されている10桁の番号です。

※3 アクセスコードをお持ちでない方には、ご利用登録の旨から最低5日後まで「ねんきんネット」ユーザーIDを記載した八月半をお送りします。

詳しくはWEBで！

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

ねんきんネット

検索

スマートフォンでの
ご利用登録はこちら

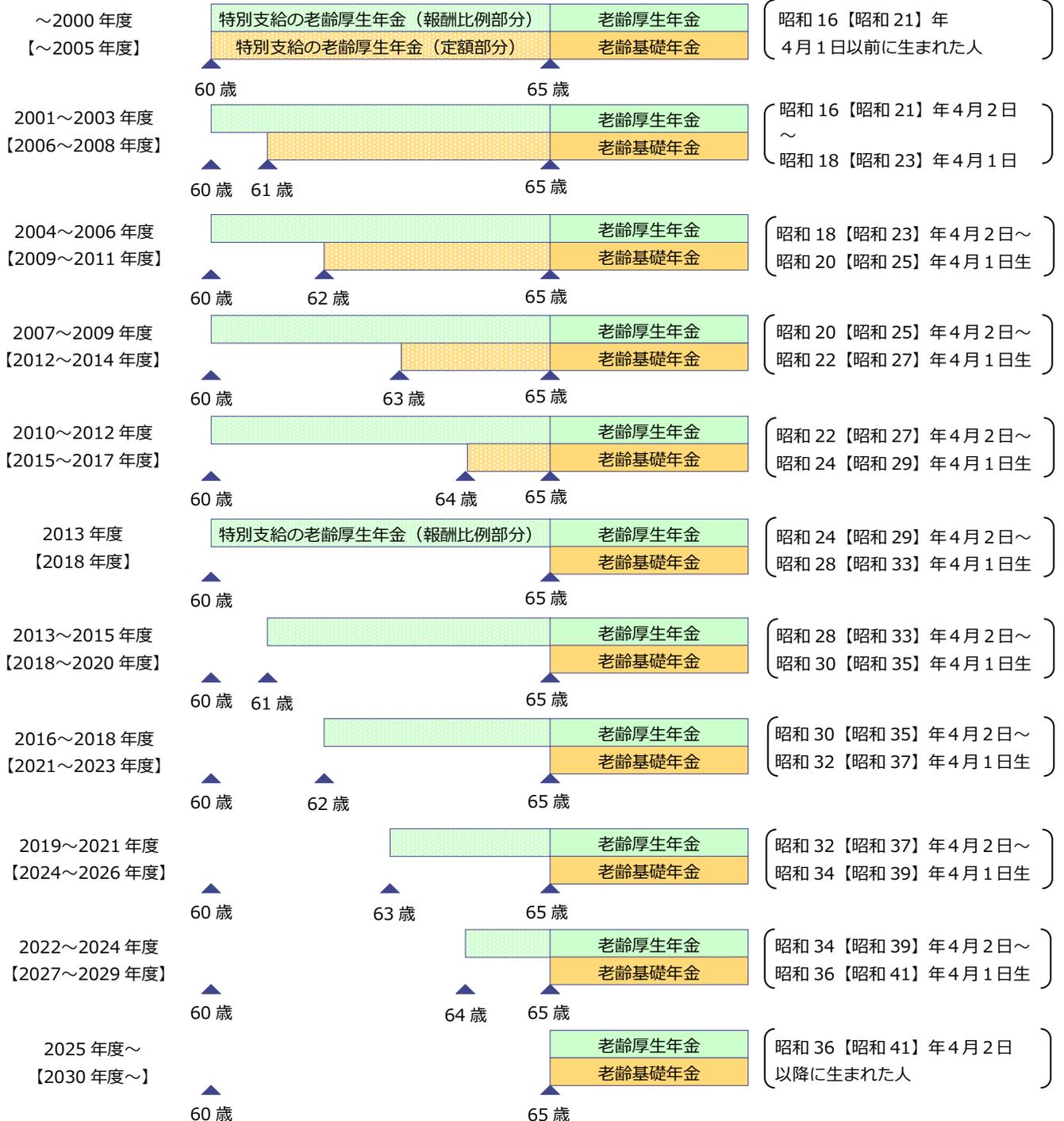
3. 年金を受け取る

① 老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げスケジュール

老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金）は、現在、その支給開始年齢が段階的に引き上げられており、男性は2025年度まで、女性は2030年度までにかけて、支給開始年齢が65歳へ引き上げられます（繰上げ受給は可能）。

対象年度【女性】

※対象となる人【女性】



※ 上記の受給開始年齢の引上げスケジュールは会社員などのもの
（公務員や私立学校教職員は、男女とも会社員などの男性と同じスケジュール）

② 離婚時における厚生年金の分割

厚生年金の被保険者が負担した厚生年金の保険料は、夫婦が共同して負担したものと考えられることから、その離婚時に、以下の方法により、配偶者の厚生年金を分割できます。

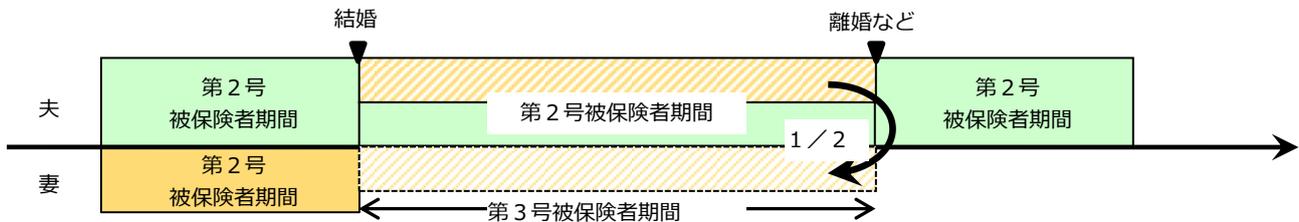
ア. 当事者の合意や裁判所の決定があれば、第3号被保険者ではなかった共働き期間なども含む婚姻期間についての厚生年金の分割を受けることができます。

※ 分割割合は、婚姻期間中に夫婦として納めた保険料納付記録の合計の2分の1が限度

イ. 当事者の合意や裁判所の決定がなくても、平成20年4月以降の扶養されていた第3号被保険者期間は、配偶者の厚生年金（保険料納付記録）を2分の1に分割できます。

※ イについては、配偶者の所在が長期にわたり明らかでない場合など、分割を適用することが必要な事情にあると認める場合にも、分割することが可能です。

【会社員の夫と専業主婦の妻が離婚した場合のイメージ】



■ 老齢厚生年金の支給停止（在職老齢年金制度）

制度発足当初、老齢厚生年金は、退職した場合に支給されるものであり、「在職」中は支給されませんでした。しかし、高齢者は低賃金の場合が多く、賃金だけでは生活が困難であるという社会状況を踏まえ、「在職」中も老齢厚生年金の一部を支給する制度（在職老齢年金制度）が導入されました。

その後、働いても年金が不利にならないようにするという観点と現役世代の負担に配慮する観点から、制度の見直しが何度か行われ、現在は、賃金（ボーナス込みの月収）に応じて、老齢厚生年金の一部または全部の支給が停止される仕組みです。なお、基礎年金は支給停止の対象とはなりません。

(2) 障害を負ったとき（障害年金）

事故などにより重い障害を負ってしまったような場合の生活を支えるために支給されるのが、障害年金です。障害の等級によって年金額が決まります。

| | 障害基礎年金 | 障害厚生年金 |
|-------------|--|--|
| 支給要件 | <p>①保険料納付要件</p> <p>ア) 初診日の前日において、初診日の月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が2/3以上である。</p> <p>イ) 初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がない。(直近1年要件の特例)</p> <p>②初診日に、被保険者であるか、または被保険者であった人で60歳以上65歳未満の国内居住者である</p> <p>③障害の状態</p> <p>障害認定日^{※1}に、障害の程度が1級・2級に該当する。</p> <p>(障害認定日に該当しなかった場合でも、65歳に達する日の前日までの間に障害が重くなり、1級・2級に該当した時は、受給できる)</p> <p>※20歳前傷病による障害基礎年金</p> <p>初診日に20歳未満であった人が、(i)20歳に達した日に1級・2級の障害の状態にあるとき、または、(ii)20歳に達した後に1級・2級の障害の状態となったときは、障害基礎年金が支給される。ただし、所得制限^{※2}がある。</p> | <p>①保険料納付要件</p> <p>障害基礎年金と同じ。</p> <p>②初診日に、被保険者である</p> <p>③障害の状態</p> <p>障害認定日^{※1}に、障害の程度が1級～3級に該当する。</p> |
| 年金額(平成29年度) | <p>1級 779,300円 × 1.25 + 子の加算</p> <p>2級 779,300円 + 子の加算</p> <p>※ 子の加算 第1子・第2子：各224,300円 第3子以降：各74,800円</p> | <p>1級 老齢厚生年金額×1.25 + 配偶者の加算</p> <p>2級 老齢厚生年金額 + 配偶者の加算</p> <p>3級 老齢厚生年金額 (最低保障額 584,500円)</p> <p>※ 配偶者の加算・・・224,300円</p> <p>(注) 障害厚生年金を計算する際、被保険者期間が300ヵ月(=25年)に満たないときは300ヵ月(=25年)として計算。</p> |

※1 障害認定日とは、初診日から1年6ヵ月経過した日(その間に症状が固定した場合は、固定した日)をいう。

※2 所得制限の目安 全額支給停止：462.1万円、2分の1支給停止：360.4万円

○ 障害等級

| | 障害の状態 |
|-----------------------------|--|
| 1級 | <p>他人の介助を受けなければ、ほとんど自らのことができない程度の状態 (具体例)</p> <p>① 両眼の視力の和が0.04以下の場合 ② 両手のすべての指を失った場合 ③ 両足を足関節以上で失った場合 など</p> |
| 2級 | <p>必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、 就労ができない程度の状態 (具体例)</p> <p>① 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下の場合 ② 片手のすべての指を失った場合 ③ 片足を足関節以上で失った場合 など</p> |
| 3級 (障害厚生 年金のみ) | <p>就労に著しい制限を受ける程度の状態 (具体例)</p> <p>① 両目の視力が0.1以下に低下した場合 ② 片手の3大関節のうち、2関節に著しい障害を残す場合 ③ 片足の3大関節のうち、2関節に著しい障害を残す場合 など</p> |

○ 基礎年金と厚生年金の受給できる組み合わせ

【65歳以上の方の場合】

- ・「老齢基礎年金」を受給する場合（①）は、「老齢厚生年金」又は「遺族厚生年金」のどちらか1つを選択して同時に受給することができます。
- ・「障害基礎年金」を受給する場合（②）は、「老齢厚生年金」、「障害厚生年金」、「遺族厚生年金」のうちいずれか1つを選択して同時に受給することができます。
- ・「遺族基礎年金」を受給する場合（③）は、「遺族厚生年金」を同時に受給することができます。

| | 厚生年金 | 老齢厚生年金 | 障害厚生年金 | 遺族厚生年金 |
|---------|------|--------|--------|--------|
| 国民年金 | | | | |
| ①老齢基礎年金 | | ○ | — | ○ |
| ②障害基礎年金 | | ○ | ○ | ○ |
| ③遺族基礎年金 | | — | — | ○ |

(注) ○：選択できる組み合わせ ×：選択できない組み合わせ

【65 歳未満の方の場合】

・「老齢基礎年金」を受給する場合は、「老齢厚生年金」を同時に受給することができます。
(注1)

・「障害基礎年金」を受給する場合は、「障害厚生年金」を同時に受給することができます。

・「遺族基礎年金」を受給する場合は、「遺族厚生年金」を同時に受給することができます。

(注1) : 65 歳未満が受給する老齢基礎年金は、繰上げ支給の老齢基礎年金です。また、65 歳未満が受給する老齢厚生年金は、特別支給の老齢厚生年金又は繰上げ支給の老齢厚生年金です。

(3) 一家の大黒柱が亡くなったとき（遺族年金）

一家の大黒柱が亡くなったときに、残された家族の生活の安定のために支給されるのが、遺族年金です。年金額は、遺族基礎年金が定額であるのに対し、遺族厚生年金は亡くなった方の保険料を納めた期間などによって決まります。

| | 遺族基礎年金 | 遺族厚生年金 |
|------|--|---|
| 支給要件 | <p>① 次の要件のいずれかに該当すること</p> <p>ア) 短期要件 ④ 被保険者が死亡したとき ⑤ 被保険者であったことがある60歳以上65歳未満の人で国内に住所を有する人が死亡したとき</p> <p>イ) 長期要件 老齢基礎年金の受給権者または受給資格期間25年を満たしている人が死亡したとき</p> <p>② 保険料納付要件 短期要件の場合は、死亡日前日において、死亡日の月の前々月までに被保険者期間があり、かつ被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が2/3以上であること（障害基礎年金と同様の直近1年要件の特例あり）</p> <p>③ 遺族の範囲 死亡した人によって生計を維持されていた次の人に支給される。 ④ 子^{※1}のある配偶者 ⑤ 子^{※2}</p> | <p>① 次の要件のいずれかに該当すること</p> <p>ア) 短期要件 ④ 被保険者が死亡したとき ⑤ 被保険者期間中に初診日のある傷病によって初診日から5年以内に死亡したとき ⑥ 1級または2級の障害厚生年金受給権者が死亡したとき</p> <p>イ) 長期要件 老齢厚生年金の受給権者または受給資格期間25年を満たしている人が死亡したとき</p> <p>② 保険料納付要件 短期要件の④・⑤の場合は、遺族基礎年金と同様の保険料納付要件を満たすることが必要</p> <p>③ 遺族の範囲 死亡した人によって生計を維持されていた次の人に支給される。ただし、⑥⑦⑧は先順位の人が受給するときは遺族とはならない。 ④ 配偶者^{※3}（夫は55歳以上、支給は60歳から） ⑤ 子^{※2} ⑥ 父母（55歳以上、60歳から支給） ⑦ 孫（子と同じ年齢要件あり） ⑧ 祖父母（55歳以上、60歳から支給）</p> |
| | <p>年金額（平成29年度）</p> <p>779,300円 + 子の加算</p> <p>● 子の加算 第1子・第2子：各224,300円 第3子以降：各74,800円</p> | <p>死亡した者の老齢厚生年金額 × 3 / 4</p> <p>（注）短期要件の場合、死亡した人の老齢厚生年金の計算をする際、被保険者期間が300ヵ月（25年）に満たないときは300ヵ月（25年）。</p> |

※1 子は、18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子、20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子をいう。

※2 子に対する遺族基礎年金・遺族厚生年金は、配偶者が遺族基礎年金・遺族厚生年金の受給権を有する期間、支給を停止する。

※3 夫の死亡時に30歳未満で子のいない妻などに対して支給される遺族厚生年金は、5年間の有期給付。

① 遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給

老齢厚生年金を受ける権利がある65歳以上の人、配偶者の死亡による遺族厚生年金を受けるときは、次の(1)と(2)の額を比較し、高い方の年金額を受け取ることになります。

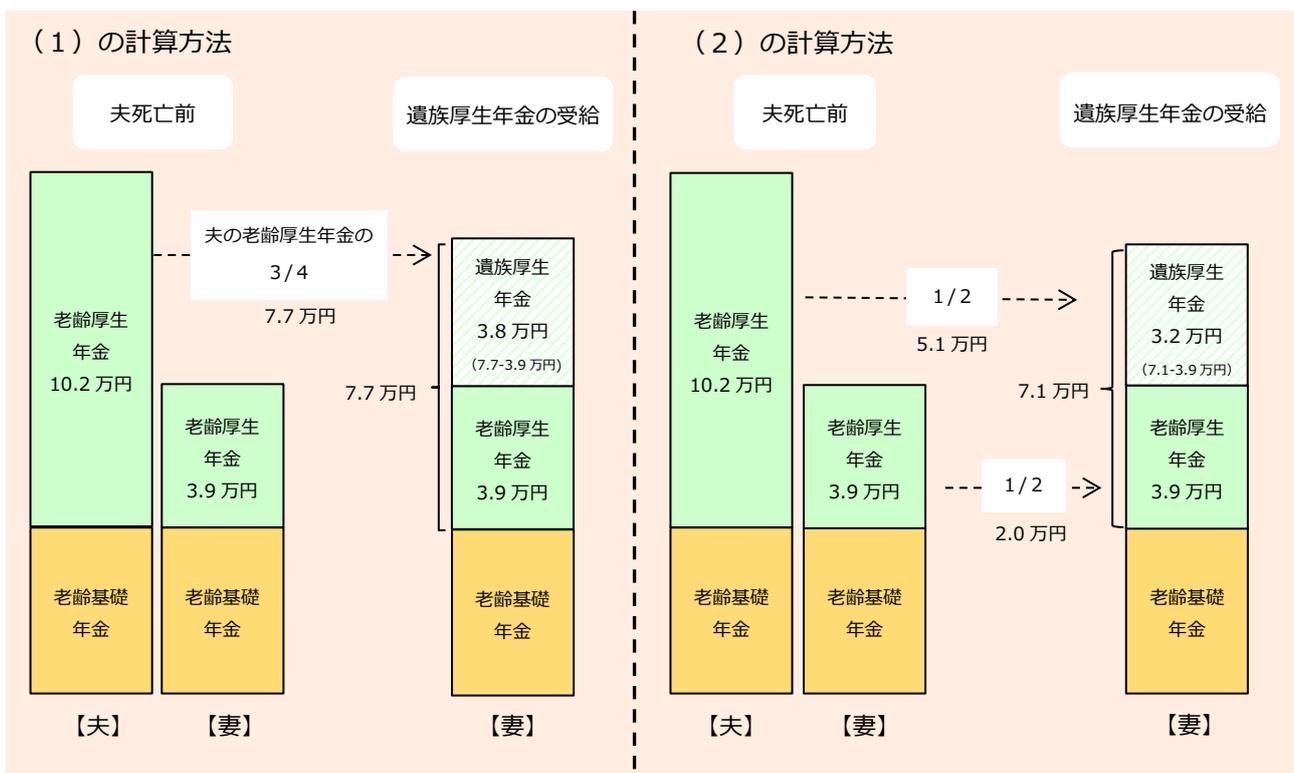
(1) 「死亡した配偶者の老齢厚生年金の4分の3」

(2) 「死亡した配偶者の老齢厚生年金の2分の1」と「本人の老齢厚生年金（子の加給年金額を除く）の額の2分の1」を合計した額

実際に年金を受け取る際には、上記の計算方法で決まった年金額と本人の老齢厚生年金の満額との差額が遺族厚生年金として支給されます。

【イメージ図：夫の老齢厚生年金は10.2万円、妻の老齢厚生年金は3.9万円、夫が死亡した場合】

この場合、(1)の計算では、年金額7.7万円、(2)の計算では、年金額7.1万円となり、年金額の高い(1)の方法で併給することになります。



② 中高齢寡婦加算

次のいずれかに該当する妻が受ける遺族厚生年金には、40歳から65歳になるまでの間、584,500円（年額）が加算されます。これを、中高齢寡婦加算といいます。

- ・ 夫が亡くなったとき、40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子がいない妻。
- ・ 遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子がいる妻（40歳に達した当時、子がいるため遺族基礎年金を受けていた妻に限る）が、子が一定の年齢になったことにより、遺族基礎年金を受給できなくなったとき。

(4) その他の給付を受け取れるとき

① 国民年金におけるその他の給付

ア. 寡婦年金

寡婦年金は、国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて10年以上ある夫が死亡したときに、夫の死亡当時、夫によって生計を維持され、かつその婚姻関係が10年以上継続している妻に、60歳から65歳になるまでの間、支給されます。

年金額は、夫の第1号被保険者期間だけで計算した老齢基礎年金額の3/4です。

イ. 付加年金

付加年金は、国民年金の付加保険料を納めた場合に、老齢基礎年金に加算して支給されます。付加保険料額は月額400円で、受給額（年額）は200円×付加保険料納付月数で計算されます。国民年金の第1号被保険者以外の人には付加保険料を納めることはできません（国民年金基金に加入している人は、掛金に付加保険料相当分が含まれています）。

（例）20歳から60歳まで毎月付加保険料を納めた場合（総額192,000円）

→ 年金額 **96,000**円増額（終身）

ウ. 死亡一時金

死亡一時金は、老齢基礎年金・障害基礎年金のいずれも受給しないまま死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受給できない場合に、支給されます。

第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数等[※]が、36ヵ月以上の人が対象です。

エ. 脱退一時金

脱退一時金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数等[※]が6ヵ月以上ある外国人で、老齢基礎年金の支給要件を満たしていない者が、年金の支給を受けないまま帰国したときに、請求により支給されます。（日本人の場合は、本人が保険料を納めず未納となっている場合などを除き、老齢基礎年金を受給できるため、脱退一時金は支給されません。）

※ 保険料納付済期間の月数等とは、以下を合算したものの。

- (1) 保険料納付済期間の月数、
- (2) 保険料1/4免除期間の月数×3/4
- (3) 保険料半額免除期間の月数×1/2
- (4) 保険料3/4免除期間の月数×1/4

② 厚生年金におけるその他の給付

ア. 障害手当金

障害手当金は、障害基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間のある人が、厚生年金被保険者期間中に病気やけがをし、5年以内に症状が固定した場合で、一定程度の

障害の状態にあるときに支給されます。

イ. 脱退一時金

脱退一時金は、厚生年金の被保険者期間が6カ月以上ある外国人で、老齢厚生年金の支給要件を満たさず、年金の支給を受けないまま帰国したときに、請求により支給します（国民年金の脱退一時金と同じ考え方）。

【脱退一時金の額】

| 対象月数 | 国民年金（平成29年度） | 厚生年金 |
|--------------|--------------|---------------------|
| 6カ月以上12カ月未満 | 49,470円 | 平均標準報酬額×保険料率×1/2×6 |
| 12カ月以上18カ月未満 | 98,940円 | 平均標準報酬額×保険料率×1/2×12 |
| 18カ月以上24カ月未満 | 148,410円 | 平均標準報酬額×保険料率×1/2×18 |
| 24カ月以上30カ月未満 | 197,880円 | 平均標準報酬額×保険料率×1/2×24 |
| 30カ月以上36カ月未満 | 247,350円 | 平均標準報酬額×保険料率×1/2×30 |
| 36カ月以上 | 296,820円 | 平均標準報酬額×保険料率×1/2×36 |

（注）保険料率は、厚生年金保険の被保険者期間の最終月によって、次のように規定されている。

1月～8月：前々年の10月の保険料率 / 9月～12月：前年の10月の保険料率

③ その他の給付

ア. 特別障害給付金

(i)平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生、または(ii)昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であったサラリーマンの配偶者で、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害の状態にある人には、特別障害給付金が支給されます。ただし、65歳前にその障害状態に該当した場合に限られます。

〔平成29年度の支給額〕

| | |
|----------------|-----------|
| 障害基礎年金1級に該当する人 | 月額51,400円 |
| 障害基礎年金2級に該当する人 | 月額41,120円 |

（注）支給額は毎年度、物価の変動に応じて改定される。また、本人の所得によっては、支給額が全額または半額、制限される場合がある。（所得制限の目安は、[20歳前傷病による障害基礎年金 P.19](#)と同じ）

〔請求の窓口〕

住所地の市区町村

イ. 年金生活者支援給付金

年金を受給しながら生活をしている高齢者や障害者などの中には、年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としている人がいるため、平成24年に「年金生活者支援給付金制度」を創設しました。年金生活者支援給付金は、消費税率を10%に引き上げたとき（平成31年10月）に、その財源を基に支給されます。

年金生活者支援給付金制度の種類とそれぞれの対象者・支給額は以下のとおりですが、制度の詳細は今後政令で定めます。

【年金生活者支援給付金の種類とそれぞれの対象者・支給額】

| | |
|--------------------|---|
| ア. 老齢年金生活者支援給付金 | 対象者：所得基準額 ^{※1} 以下の老齢基礎年金の受給者 支給額：月額5,000円を基準として保険料納付済期間と保険料免除期間に応じた額 |
| イ. 補足的老齢年金生活者支援給付金 | 対象者：所得基準額を超える一定の額以下の老齢基礎年金の受給者 支給額：老齢年金生活者支援給付金を受けられる人との所得の逆転を防ぐよう政令で定める額 |
| ウ. 障害年金生活者支援給付金 | 対象者：一定の所得 ^{※2} 以下の障害基礎年金の受給者 支給額：障害基礎年金1級に該当する方 月額6,250円 障害基礎年金2級に該当する方 月額5,000円 |
| エ. 遺族年金生活者支援給付金 | 対象者：一定の所得 ^{※2} 以下の遺族基礎年金の受給者 支給額：月額5,000円 |

※1 市町村民税非課税基準を参考に設定する予定。

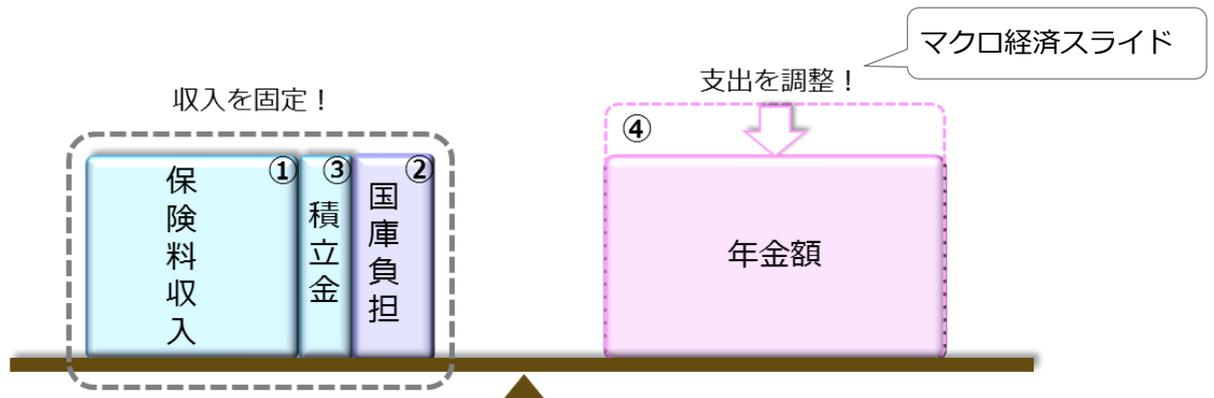
※2 20歳前傷病による障害基礎年金と同じ所得制限を設定する予定。

(5) マクロ経済スライドの発動

【長期的な財政の枠組み】

少子高齢化が進行する中で、財源の範囲内で年金給付を賄えるよう、公的年金制度の長期的な財政の枠組みとして、以下の仕組みを設けています。この年金額の調整の仕組みをマクロ経済スライドと呼んでいます。

- <収入>
 - ①保険料水準を固定する（平成29年度まで引上げ）
 - ②基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする
 - ③積立金を活用することで固定する
- <支出> ④長期的な収支が均衡するように、年金額を調整する

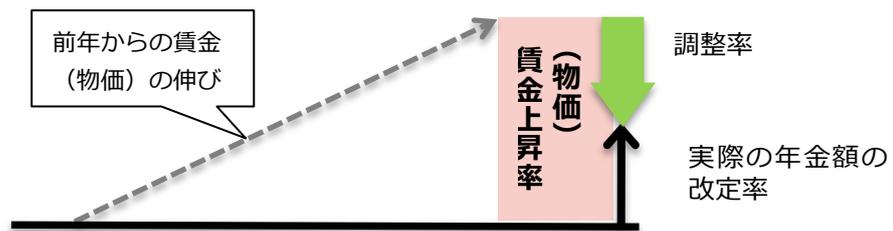


【マクロ経済スライドの仕組み】

年金額は、賃金や物価の変動に応じて改定するのが原則です。マクロ経済スライドとは、長期的に財政が均衡するために必要と見込まれる一定期間[※]について、現役世代の人口減少や平均余命の伸びを考慮した「調整率」を毎年度設定し、調整率に相当する分だけ賃金や物価による年金額の上昇を抑える仕組みです。

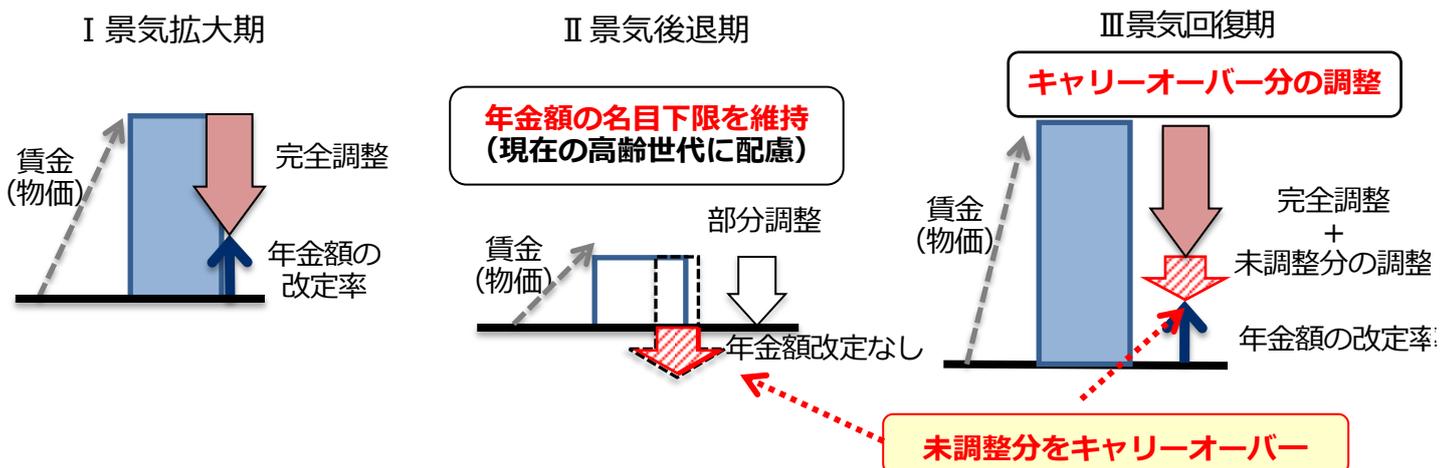
また、年金受給者に配慮して、前年度より年金額を下げる調整までは行わない措置（名目下限措置）をとっているため、マクロ経済スライドによって名目の年金額が下がることはありません。

※ 5年に一度の財政検証の際、おおむね100年間の財政均衡期間の終了時に、その時点の給付費の1年分程度の積立金を保有することができるように、年金額の伸びの調整を行う期間を設定する。



今後、デフレからの脱却に伴いマクロ経済スライドによる給付水準の調整が進んでいくこととなりますが、将来世代の年金の給付水準を確保するためには、景気変動の中でこの調整を極力先送りしないようにすることが重要です。

こうした観点から、マクロ経済スライドについて、名目下限措置を維持しつつ、物価、賃金が上昇したときに、前年度に調整できず繰り越した未調整分（キャリーオーバー）を調整する仕組みを導入することとしました。（平成30年4月～）



4. 外国で生活する

日本の公的年金制度は、基本的に日本国内に住んでいる人が対象で、原則として、外国で生活をする場合は、公的年金制度に加入する必要はありません。しかし、日本の企業に雇われたまま外国で働く場合は、日本の公的年金制度に加入することになります。また、外国で生活をする場合でも、日本の公的年金制度に任意で加入することができます。

この章では、「外国で生活する」ときの公的年金制度について、説明します。

(1) 企業から外国に派遣されるとき（社会保障協定）

日本人でも外国に住んでいる人は、外国の公的年金制度への加入が義務付けられていることがあります。また、日本企業に雇われたままで外国に派遣されている場合など、外国に住んでいても日本の厚生年金に加入することができます。

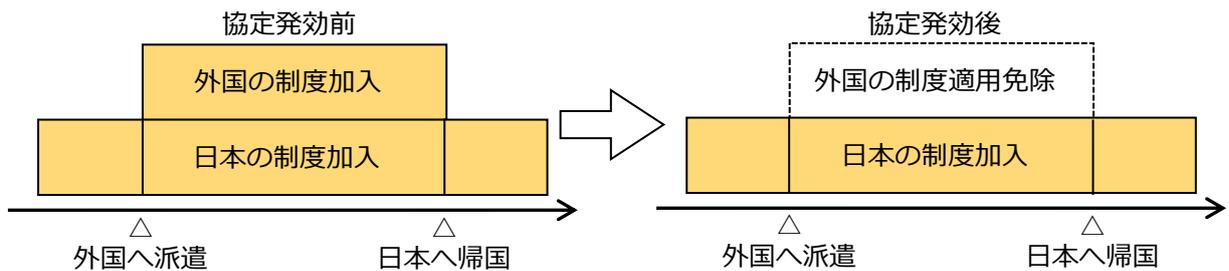
このように、日本企業から外国に派遣されて働く場合は、日本と外国の制度の両方に加入し保険料を払わなければならないということがあります。（二重負担の課題）

また、外国の公的年金制度に加入していた期間が短い場合には、保険料を払ったにもかかわらず、外国の年金を受けられないということがあります。（年金受給資格の課題）

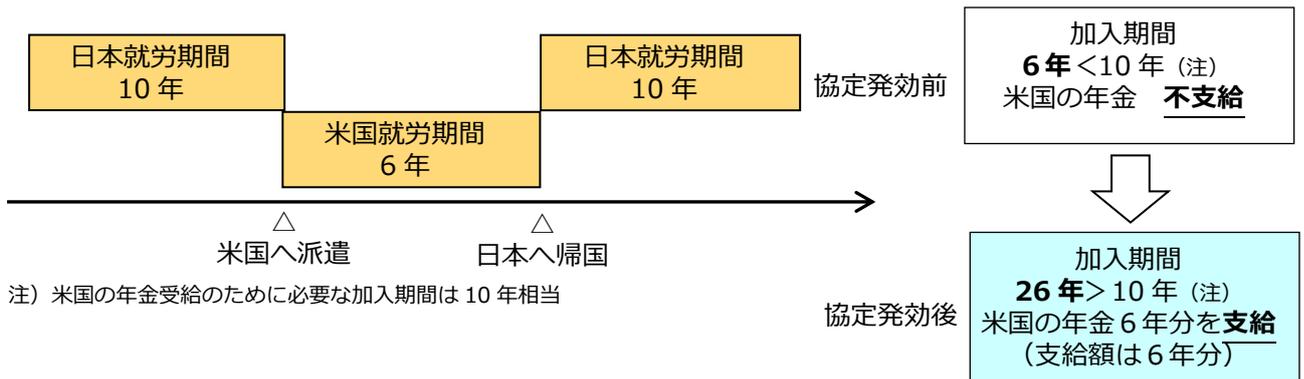
これらの課題に対し、現在、各国と「社会保障協定」を結び、日本と外国のどちらの制度に加入するかなどのルールを定めています。これにより、二重負担を防ぐとともに、年金の受給資格期間の計算に際して、日本と外国の年金制度への加入期間を相互に通算し、年金を受給できるようにしています。

【社会保障協定による効果】

① 二重負担の防止 【日本から外国に一時的に派遣され勤務していた場合】



② 加入期間の通算 【例：日本から米国に長期に派遣され勤務していた場合】



○ 社会保障協定締結などの状況（平成29年4月1日時点）

平成12年2月にドイツとの間で協定が発効して以来、欧米先進国を中心に16カ国との間で協定が発効しています。また、昨今の日本と新興国との経済関係の進展に伴い、新興国との間でも協定の締結を進めています。

(1) 発効済み 16カ国

| | | | | | |
|--|------------|---|---------------|--|------------|
|  ドイツ | 平成12年 2月発効 |  カナダ | 平成20年 3月発効 |  ブラジル | 平成24年 3月発効 |
|  英国 | 平成13年 2月発効 |  オーストラリア | 平成21年 1月発効 |  スイス | 平成24年 3月発効 |
|  大韓民国 | 平成17年 4月発効 |  オランダ | 平成21年 3月発効 |  ハンガリー | 平成26年 1月発効 |
|  アメリカ | 平成17年10月発効 |  チェコ | 平成21年 6月発効(※) |  インド | 平成28年10月発効 |
|  ベルギー | 平成19年 1月発効 |  スペイン | 平成22年12月発効 | | |
|  フランス | 平成19年 6月発効 |  アイルランド | 平成22年12月発効 | | |

(※)平成29年2月に改正議定書に署名

(2) 署名済み 4カ国

| | | | | | |
|---|------------|---|------------|--|------------|
|  イタリア | 平成21年 2月署名 |  ルクセンブルク | 平成26年10月署名 |  フィリピン | 平成27年11月署名 |
|  スロバキア | 平成29年 1月署名 | | | | |

(3) 政府間交渉中 3カ国

| | | | |
|--|---------------------|---|--------------------|
|  スウェーデン | 平成28年 6月第2回政府間交渉実施 |  トルコ | 平成28年 4月第5回政府間交渉実施 |
|  中国 | 平成28年 11月第6回政府間交渉実施 | | |

(4) 予備協議中等 2カ国

| | | | |
|--|--------------------|--|-------------------|
|  フィンランド | 平成25年12月第3回当局間協議実施 |  オーストリア | 平成29年1月第5回当局間協議実施 |
|--|--------------------|--|-------------------|

(2) 外国で国民年金に任意加入するとき（任意加入制度）

留学などにより外国で生活する場合、原則として日本の公的年金制度に加入する必要はありません。しかし、その期間は、将来受け取る年金額には反映されず、また、もし事故などで重い障害を負ってしまったときにも、障害基礎年金を受給することはできません。

そこで、外国で生活をする日本人が希望すれば、日本の公的年金制度へ任意で加入できる制度（任意加入制度）があります。任意加入をする場合には、市区町村や年金事務所で手続きを行い、国民年金の第1号被保険者と同様、毎月定額の保険料を納めます。保険料を納付した期間は、将来の年金額に反映されるほか、もしものときには障害基礎年金を受け取ることが可能です。

5. 私的年金に加入する

(1) 私的年金制度とは

私的年金は、公的年金の上乗せの給付を保障する制度です。この制度は、高齢期により豊かな生活を送るための制度として重要な役割を果たしています。企業や個人は、多様な制度の中からニーズに合った制度を選択することができます。

この章では、「私的年金への加入」について、具体的に説明します。

(2) 私的年金の種類

私的年金は大きく分けると確定給付型と確定拠出型の2種類があります。確定給付型とは、加入した期間などに基づいてあらかじめ給付額が定められている年金制度です。加入者が高齢期の生活設計を立てやすい反面、運用の低迷などで必要な積立水準が不足した場合は、企業などが追加拠出をしなければならない仕組みです。

一方、確定拠出型とは、拠出した掛金額とその運用収益との合計額を基に給付額を決定する年金制度です。企業が追加拠出をする必要は生じませんが、加入者自らが運用を行い、高齢期の生活設計を立てる必要があります。

【企業年金などの種類】

| タイプ | 種類 | 概要 |
|-------|---------------------------|---|
| 確定給付型 | 確定給付企業年金(規約型) | 労使が合意した年金規約に基づき、企業と信託会社・生命保険会社などが契約を結んで、母体企業の外で年金資金を管理・運用し、老齢厚生年金の上乗せ給付を行う。 |
| | 確定給付企業年金(基金型) | 母体企業とは別の法人格を有する基金を設立した上で、その基金が年金資産を管理・運用し、老齢厚生年金の上乗せ給付を行う。 |
| | 厚生年金基金 [※] | 一企業単独、親企業と子企業が共同、または同種同業の多数企業が共同して、厚生年金基金を設立し、老齢厚生年金の一部を代行して給付するとともに、独自の上乗せ給付を実施する。 |
| 確定拠出型 | 確定拠出年金(企業型) | 企業がその従業員のために資産管理機関に拠出した掛金を、従業員ごとに積み立て、従業員自らが運営管理機関を通じて資産管理機関に運用の指図を行い、老齢厚生年金の上乗せ給付を行う。 |
| | 確定拠出年金(個人型) <愛称：iDeCo> | 加入者が、自ら拠出した掛金を、加入者ごとに積み立て、加入者自らが金融機関に運用の指図を行い、老齢年金の上乗せ給付を行う。 |
| 確定給付型 | 国民年金基金 | 自営業者などが、都道府県ごとの地域型国民年金基金や、同種の事業・業務に従事する人による職能型国民年金基金に掛金を拠出し、その基金が年金資金を管理・運用し、国民年金の上乗せ給付を行う。 |

※ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）により、平成 26 年 4 月 1 日以降、厚生年金基金の新規設立は認められていない。（平成 26 年 4 月 1 日から 5 年間の時限措置として基金の解散時の納付方法などの特例あり）。

① 確定給付企業年金制度（DB）

確定給付企業年金制度は、労使の合意で比較的柔軟な制度設計が可能であり、受給権が保護されているなどという長所があります。

確定給付企業年金には以下の2種類があります。

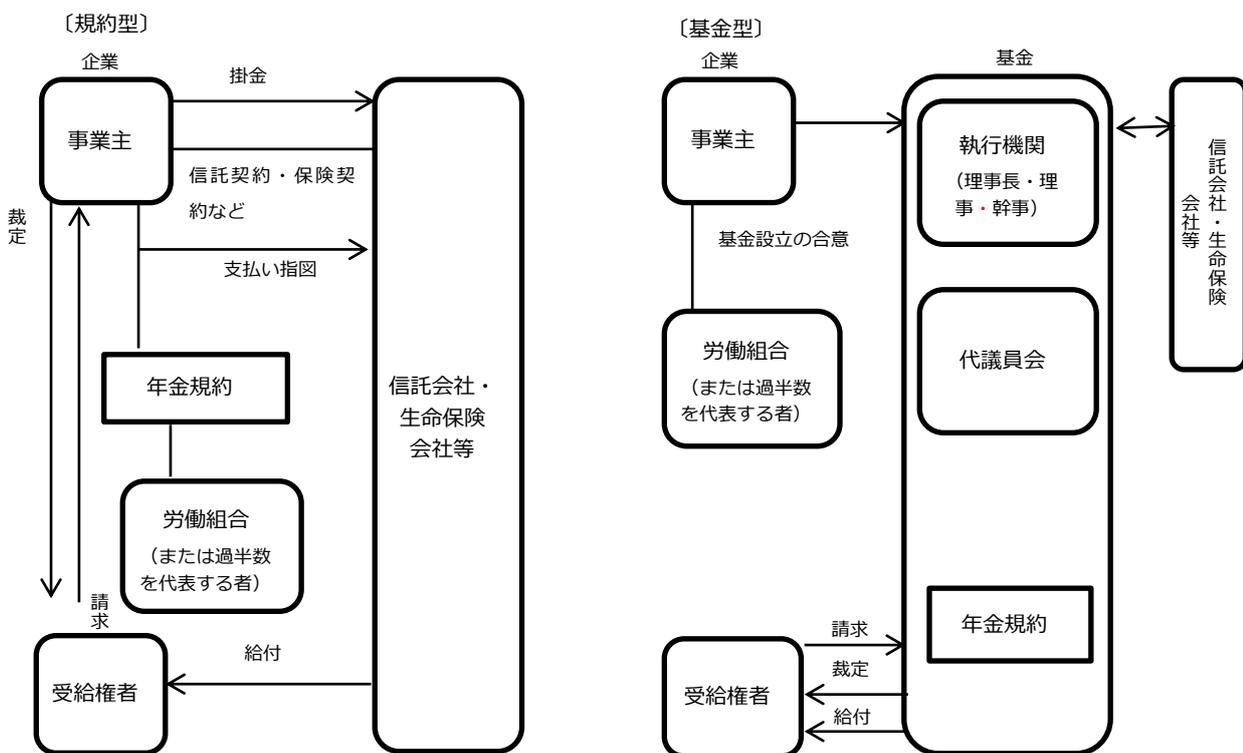
ア. 規約型確定給付企業年金

実施主体は確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主です。労使が合意した年金規約に基づき、企業と信託会社・生命保険会社などが契約を結び、母体企業の外で年金資金を管理・運用し、年金給付を行います。

イ. 基金型確定給付企業年金

実施主体は企業年金基金です。母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立し、企業年金基金で年金資金を管理・運用し、年金給付を行います。

【規約型と基金型のイメージ図】



② 確定拠出年金制度（DC）

確定拠出年金制度は、拠出された掛金が加入者ごとに区分され、その掛金と自らの指図による運用の運用益との合計額をもとに、給付額が決定される年金制度です。確定給付型の企業年金を行うことが難しい中小企業の従業員や自営業者などのニーズに応え、離職・転職にも対応しやすくなることから、年々その規模を拡大しています。

確定拠出年金には以下の2種類があります。

5. 私的年金に加入する

ア. 企業型確定拠出年金

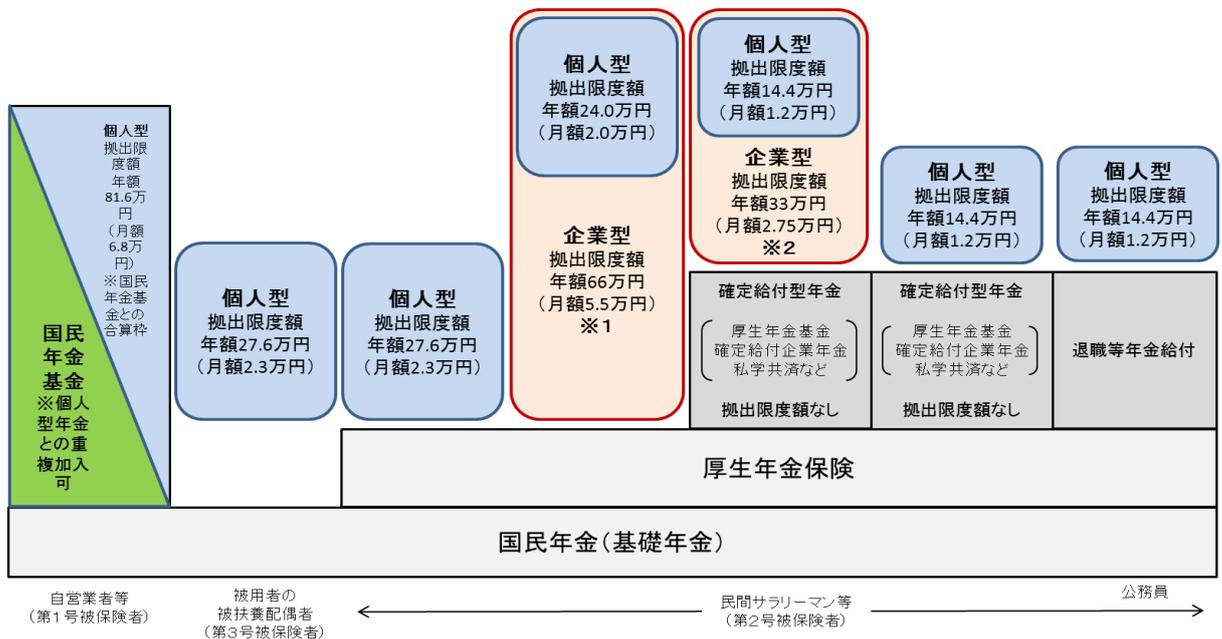
企業の拠出によって行います。また、拠出限度額の枠内かつ事業主の掛金を越えない範囲で、加入者の拠出（マッチング拠出）も可能です。

イ. 個人型確定拠出年金（愛称：iDeCo）

個人の拠出によって行います。平成 29 年 1 月からは、基本的に 20 歳以上 60 歳未満の全ての方が加入できるようになりました。

加入を希望する際には、国民年金基金連合会（<http://www.npfa.or.jp/401K/>）申請する必要があります。

【対象者・拠出限度額と他の年金制度への加入の関係】



- ※ 1 企業型年金のみを実施する場合は、企業型年金への事業主掛金の上限を年額 42 万円(月額 3.5 万円)とすることを規約で定めた場合に限り、個人型年金への加入を認める。
- ※ 2 企業型年金と確定給付型年金を実施する場合は、企業型年金への事業主掛金の上限を年額 18.6 万円(月額 1.55 万円)とすることを規約で定めた場合に限り、個人型年金への加入を認める。

(3) 国民年金基金制度

国民年金基金制度は、自営業者など国民年金の第 1 号被保険者が、老後の所得保障の充実を図るために、任意で加入する制度です。

国民年金基金には、次の 2 種類があります。

① 地域型国民年金基金

都道府県ごとに、都道府県内に住所を有する 1,000 人以上の加入者で組織されている（平成 27 年度末現在 47 基金）

② 職能型国民年金基金

全国単位で、同種の事業または業務に従事する 3,000 人以上の加入者で組織されている（平成 27 年度末現在 25 基金）

5. 私的年金に加入する

国民年金基金は、加入者自らが年金額・給付の型を選択して加入し、その選択した年金額・給付の型と加入時の年齢などに基づき定められた額の掛金を支払います。掛金の上限は、月額 68,000 円です（個人型確定拠出年金に加入している場合は、合わせて 68,000 円）。

国民年金基金は 65 歳から生涯受け取る終身年金が基本なので、長い老後の生活に備えることができます。

【老齢基礎年金に上乗せされる国民年金基金の老齢年金月額】

| 加入年齢 | 35歳まで | 45歳まで | 50歳まで | 50歳 1 カ月以降 |
|--------|-------|-------|-------|------------------------|
| 1 口目 | 2 万円 | 1.5万円 | 1 万円 | 年金額は加入年齢 (月単位) で異なる |
| 2 口目以降 | 1 万円 | 5 千円 | 5 千円 | |

(注1) 基金の給付は、老齢年金と遺族一時金（保証期間内に死亡した場合）

(注2) 1 口目は終身年金（2 種類）の中から選択。さらに、年金額を増やしたい場合は、2 口目以降を終身年金（2 種類）や確定年金（5 種類）の中から選択。2 口目以降は複数選択可能。

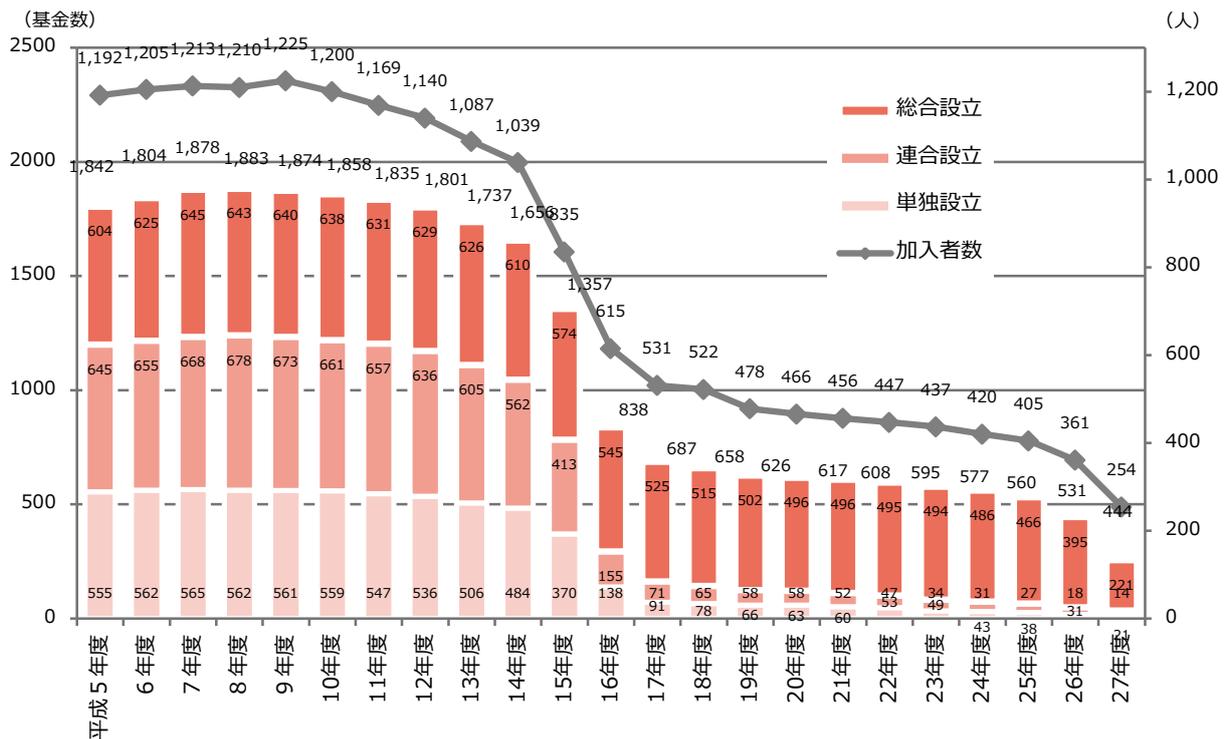
■厚生年金基金制度

厚生年金基金制度は、国に代わって厚生年金の給付の一部を代行して行う（代行給付）とともに、企業の実情などに応じて独自の上乗せ給付を行うことができる制度です。

しかし、近年では、経済・運用環境の低迷に伴う財政悪化などによる基金の解散や、代行部分を持たない確定給付企業年金制度への移行（＝代行返上）が行われ、基金数や加入員数は減少傾向にありました。

さらに、平成 24 年の投資顧問会社による巨額の年金詐欺事件、いわゆる「AIJ 事件」を契機として、厚生年金基金制度の抜本的な見直しを求める声が高まり、平成 25 年通常国会において「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成 26 年 4 月 1 日に施行されました。この改正法の施行後は、厚生年金基金の新設は認められなくなり、また、5 年間の時限措置として特例的な解散制度が導入され、他の企業年金制度への移行を促進しています。

【厚生年金基金数と加入者数】



6. 公的年金の財政

公的年金制度は、現役世代が保険料を納めて、高齢者などが年金を受け取るという「所得の移転」を行っていますが、実際のお金の流れや積立金の管理・運用はどのようになっているのでしょうか。

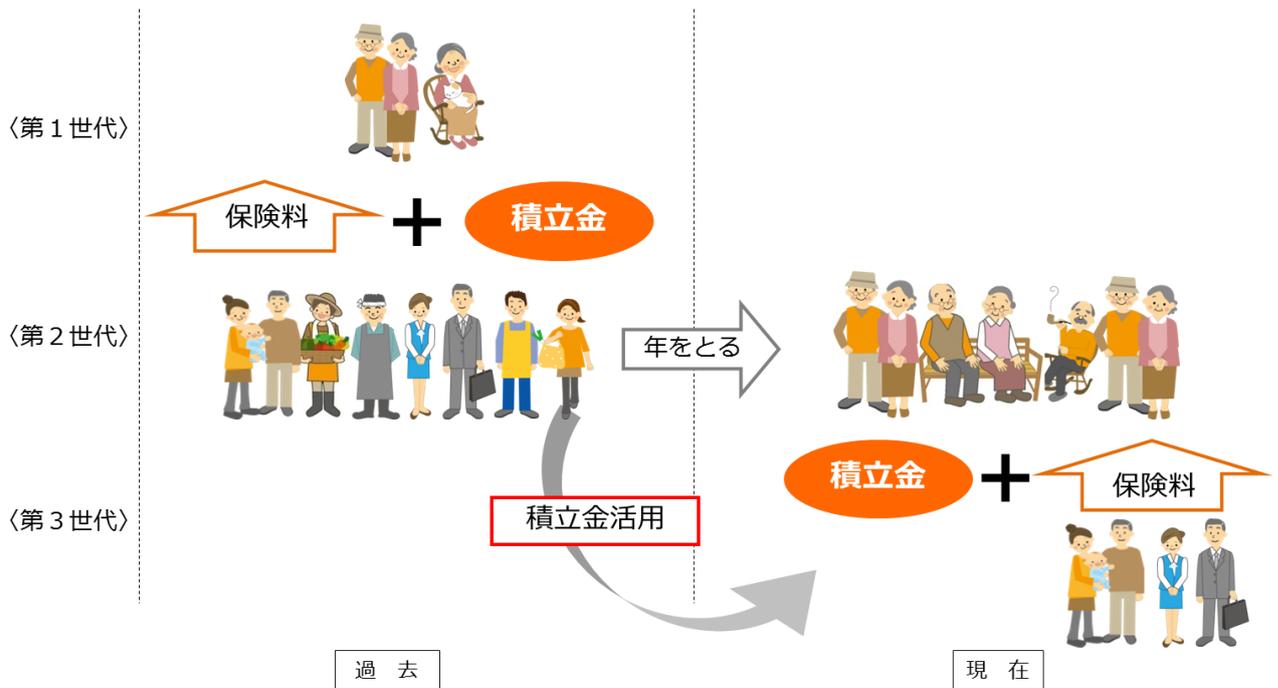
この章では、公的年金制度にまつわるお金の流れなど「公的年金の財政」について、具体的に説明します。

(1) 公的年金の財政の仕組み

年金を給付するための資金をどのように調達していくかという計画を「財政方式」と言います。財政方式には、制度に加入している人（被保険者）からの保険料で、その時々々の年金給付に必要な費用の全額を賄う「賦課方式」と、将来の年金給付に必要な原資を保険料で積み立てていく「積立方式」があります。

年金制度は長期にわたる保障の仕組みであり、その間にインフレなど社会経済の大きな変化があったとしても、生活の保障という役割を果たす必要があります。そこで、日本の公的年金制度は、賦課方式を基本とした財政方式を運営しつつ、その上で一定の積立金を保有し、その運用収益も活用しています。これにより、少子高齢化で増大する保険料負担の緩和を図るとともに、物価や賃金の変動しても、その時々々の社会情勢に応じた給付の実現を図っています。

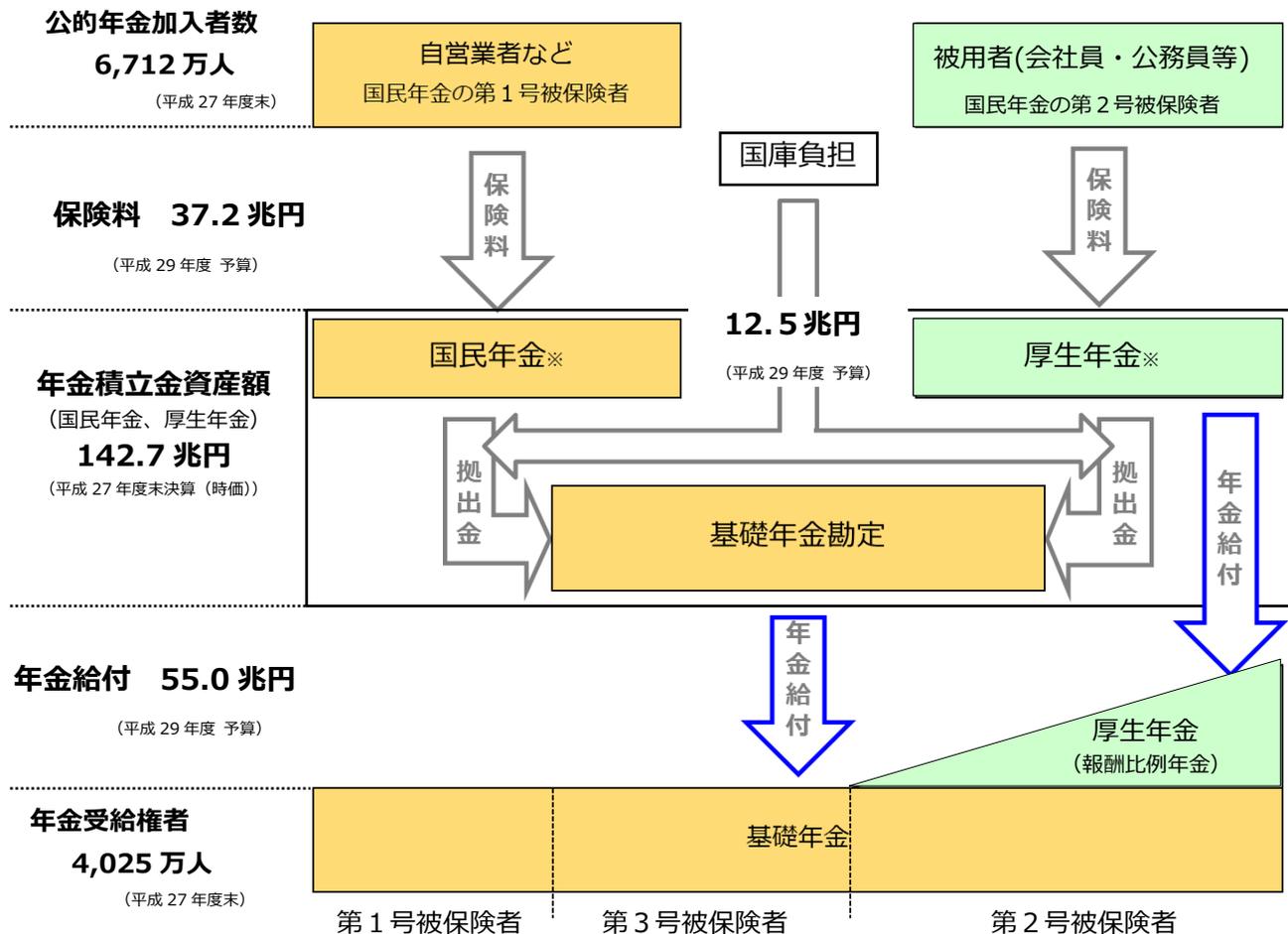
【日本の公的年金制度の財政方式】



6. 公的年金の財政

公的年金は、約50兆円（年間）の給付を行っていますが、財源は、保険料と積立金の取り崩しと運用収入の他に、国庫負担（税財源）もあります。国庫負担は、全国民共通の基礎年金について、毎年度の給付費の一定割合を賄うことで、現役世代の保険料負担の軽減を図っています。

【公的年金の収入と支出の概要（財政構造）】



※ 保険料と国庫負担以外にも、年金積立金の運用収益などの収入がある。

公的年金制度は、今後の少子高齢化に対応するために、これまでも制度改革を行ってきました。特に平成16年の制度改革では、今後さらに急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって制度を持続的で安心できるものとするため、おおむね100年の長期的な期間に保険料の負担と給付の均衡を図る財政の枠組みを導入しました。

具体的には、以下の枠組みを機能させつつ、少なくとも5年に1度、給付と負担の均衡を検証する（これを「財政検証」といいます）ことで、中長期的に持続可能な運営を図る仕組みとしています。[→3（5）マクロ経済スライドの発動 P.26]

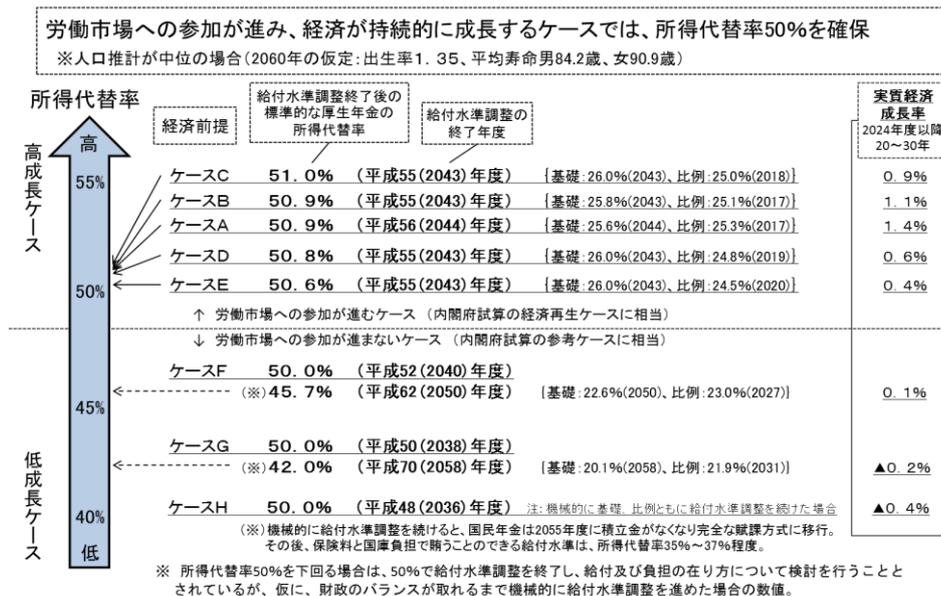
- ① 上限を固定した上での保険料の引上げ
- ② 基礎年金の国庫負担割合を「1/3」から「1/2」へ引上げ
- ③ おおむね100年後の積立金の水準がその時点の給付費の1年分程度となるよう目標を設定した上での積立金の活用
- ④ 財源の範囲内で年金の給付水準を調整する仕組み（マクロ経済スライド）の導入

■ 公的年金の財政検証

公的年金は高齢者の収入の柱となるため国民の関心がとても強い一方、保険料を拠出してから実際に年金を受給するまで長い期間を有することから、遠い将来に「本当に年金を受け取れるのか」というような、制度の持続可能性を疑問視する声が多く聞かれます。こういった疑問に答えることのできる仕組みが『公的年金の財政検証』です。

財政検証では、少なくとも5年に1度、将来の人口や経済の前提を設定した上で、長期的な年金財政の収支見通しやマクロ経済スライドの調整期間の見通しを作成し、年金財政の健全性を検証します。平成26年財政検証では、幅の広い経済前提を設定し、どのような経済状況の下ではどのような年金財政の姿になるのかということ幅広く示すことで、年金制度にとって何が重要なファクターなのか、また、持続可能性や年金水準の確保のためにどのような対応があり得るのかなど、様々な議論のベースを提供できる検証作業となるよう留意しました。こうした財政検証の結果、日本経済の再生と労働市場参加の促進が進めば、現行制度の下で、将来的に所得代替率[※]50%の給付水準が確保できることが確認されました。

所得代替率の将来見通し(平成26年財政検証)



財政検証に関するより広い情報公開の要請に応えるため、平成26年財政検証の詳細結果等をまとめた「平成26年財政検証結果レポート」を厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000093204.html>)に公開しています。さらに、ウェブ漫画を用いて財政検証を分かりやすく説明するホームページ「いっしょに検証! 公的年金」(<http://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/>)も作成していますので、是非そちらも併せてご覧ください。

※ 所得代替率とは、現役男子の平均手取り収入額(ボーナス込み)に対する厚生年金の標準的な年金受給世帯の年金額(現役男子の平均的な賃金で40年間働いた者の報酬比例年金と二人分の基礎年金の和)の比率のことをいう。財政検証では給付水準の尺度として用いられ、次回の財政検証までの間に50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずることとしている。

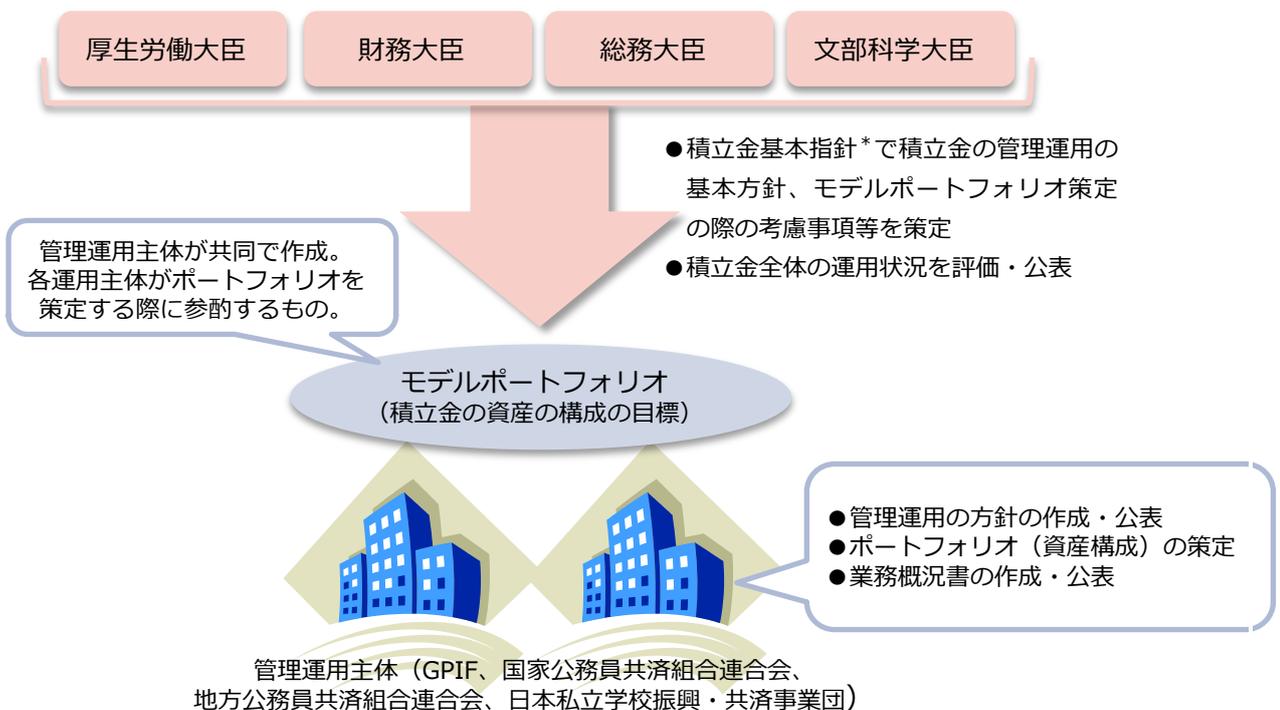
(2) 年金積立金の運用

年金積立金は被保険者が納めた保険料の一部であり、将来の年金給付の貴重な財源となるものです。そのため、年金積立金の運用は、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に役立つことを目的として行っています。

厚生年金と国民年金の積立金の運用は、厚生労働大臣の寄託を受けて、資金運用に特化した専門の法人である年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が行っています。

厚生年金については、被用者年金の一元化により、平成 27 年 10 月から、GPIF で運用する積立金だけでなく、国家公務員共済組合連合会等の持つ積立金の一部も、厚生年金の共通財源として一元的に管理することとなりました。このため、積立金の運用は引き続き国家公務員共済組合連合会等で行いますが、積立金の運用について共通のルールを設けています。

【被用者年金一元化後の運用の仕組み】



*：正式名称は、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」

【モデルポートフォリオ】

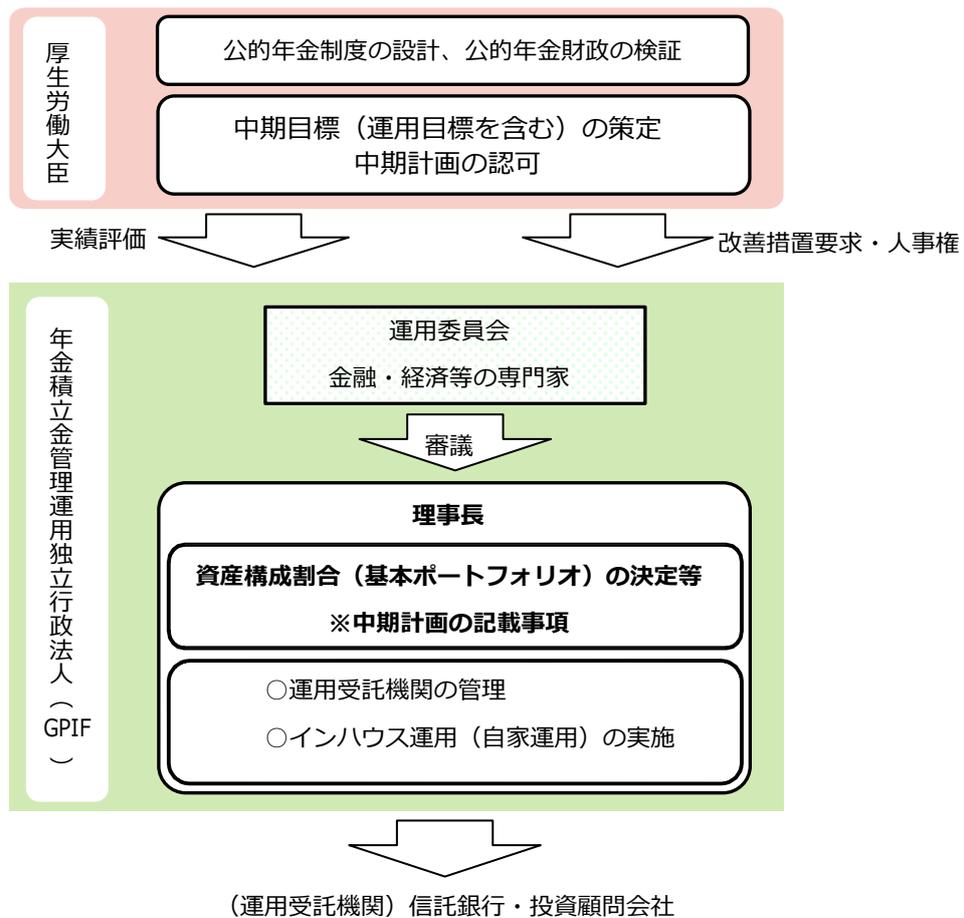
| 資産 | 国内債券 | 国内株式 | 外国債券 | 外国株式 |
|------------|--------|-------|-------|-------|
| モデルポートフォリオ | 35% | 25% | 15% | 25% |
| 中心値範囲 | 上記±10% | 上記±9% | 上記±4% | 上記±8% |

GPIF では、管理運用の方針と中期計画において自ら定めた債券、株式などの資産構成割合（基本ポートフォリオ）に基づいて運用を行い、管理・運用状況については四半期ごとに、

ホームページ（<http://www.gpif.go.jp/operation/index.html>）などで公表しています（→P.50）。年金積立金の運用は、国内債券や株式等を適切に組み合わせた分散投資を行っており、実際の運用は、内外から公募を経て選定された運用受託機関（37社 88ファンド（平成28年3月末時点））が主に行っています。GPIFにも、多数の運用経験者や証券アナリストが在籍しており、さらに体制の強化に努めています。

また、年金積立金は資産規模が大きいことから、市場の価格形成、民間の投資行動を歪めないように配慮するとともに、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないように注意を払いながら、運用しています。

【GPIFにおける積立金の運用の仕組み】



【年金積立金の資産構成割合（基本ポートフォリオ）】

| 国内債券 | 国内株式 | 外国債券 | 外国株式 |
|------|------|------|------|
| 35% | 25% | 15% | 25% |
| ±10% | ±9% | ±4% | ±8% |

下段は乖離許容幅

GPIFにおける年金積立金の運用実績は、自主運用^{※1}を開始した平成13年度からの平均で、年金財政上長期的に必要な運用利回り^{※2}を確保しています。

【GPIF の運用実績（平成 28 年 3 月末時点）】

| | | 直近 10 年 | 平成 13 年度からの平均 |
|----------|-----------|------------------|-----------------|
| 実績 | 名目運用利回り | 2.63% | 2.31% |
| | 名目賃金上昇率 | -0.22% | -0.28% |
| | 実質的な運用利回り | 2.85% | 2.60% |
| 財政計算上の前提 | 実質的な運用利回り | -0.14% (経済再生ケース) | 0.19% (経済再生ケース) |
| | | -0.08% (参考ケース) | 0.23% (参考ケース) |

(数字は年率)

- ※1 平成 12 年度までは年金積立金全額を旧大蔵省資金運用部（現在の財務省財政融資資金）に預託することによって運用していたが、財政投融资改革により、平成 13 年度からは厚生労働大臣が、直接、旧年金資金運用基金（GPIF の前身の組織）に寄託し、管理・運用する仕組みに変わった。
- ※2 年金給付費は、基本的に名目賃金上昇率に連動して増減するため、これに対応して財政検証を踏まえて設定された年金財政上必要な運用利回り（名目運用利回り－名目賃金上昇率として計算されるもの。平成 26 年度財政検証を踏まえた運用利回りは、名目賃金上昇率+1.7%）を確保することが重要。

表 1. 65 歳以上人口割合等の推移と見通し

| | 65 歳以上人口／全人口 | 65 歳以上人口／20 歳以上 65 歳未満人口 |
|---------|--------------|--------------------------|
| 昭和 35 年 | 5.7% | 10.6% (9.5 人で 1 人) |
| 昭和 45 年 | 7.1% | 11.7% (8.5 人で 1 人) |
| 昭和 55 年 | 9.1% | 15.1% (6.6 人で 1 人) |
| 平成 2 年 | 12.0% | 19.6% (5.1 人で 1 人) |
| 平成 7 年 | 14.5% | 23.2% (4.3 人で 1 人) |
| 平成 12 年 | 17.3% | 27.9% (3.6 人で 1 人) |
| 平成 17 年 | 20.1% | 33.1% (3.0 人で 1 人) |
| 平成 27 年 | 26.6% | 47.5% (2.1 人で 1 人) |
| 平成 37 年 | 30.0% | 55.4% (1.8 人で 1 人) |
| 平成 47 年 | 32.8% | 62.9% (1.6 人で 1 人) |
| 平成 57 年 | 36.8% | 75.9% (1.3 人で 1 人) |
| 平成 67 年 | 38.0% | 79.7% (1.3 人で 1 人) |
| 平成 77 年 | 38.4% | 80.7% (1.2 人で 1 人) |

(資料) 総務省統計局「国勢調査」、「人口推計」

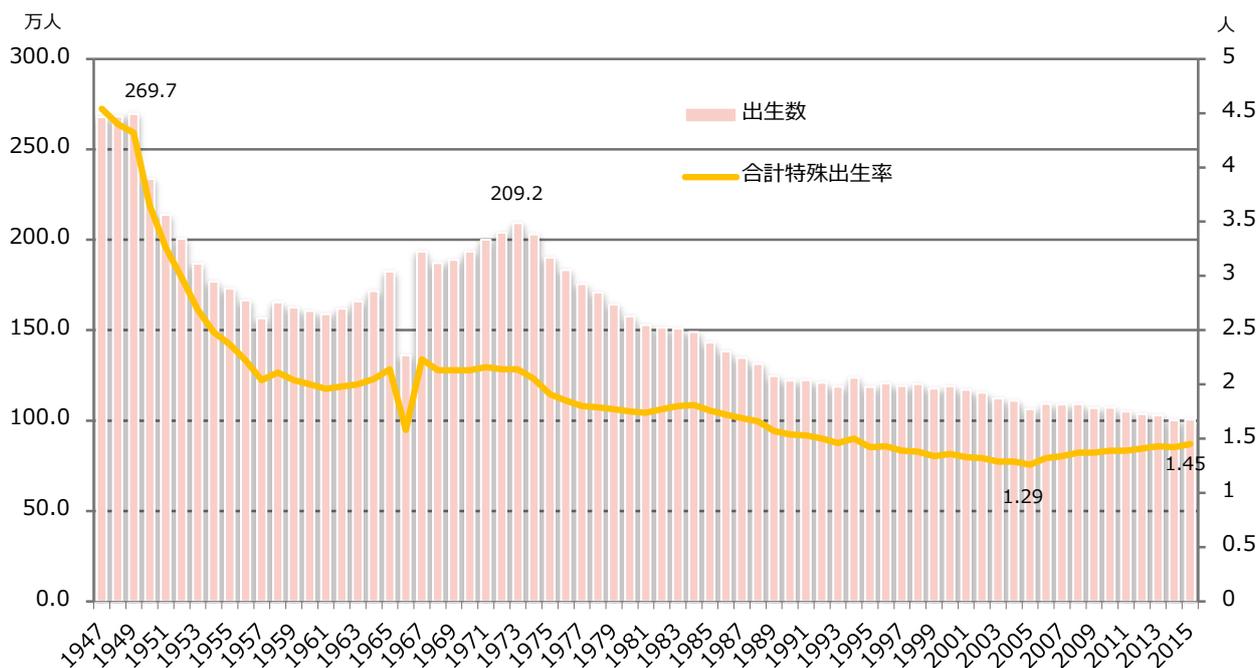
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (平成 29 年 4 月推計)」

表 2. 平均寿命の推移・国際比較 (単位: 年)

| | 平均寿命 | | 国 | 平均寿命 | |
|---------|-------|-------|------------------|-------|-------|
| | 男 | 女 | | 男 | 女 |
| 昭和 35 年 | 65.32 | 70.19 | 日本 (2015) | 80.79 | 87.05 |
| 昭和 45 年 | 69.31 | 74.66 | カナダ (2009-2011) | 79.33 | 83.60 |
| 昭和 55 年 | 73.35 | 78.76 | アメリカ (2013) | 76.4 | 81.2 |
| 平成 2 年 | 75.92 | 81.90 | 中国 (2010) | 72.38 | 77.37 |
| 平成 7 年 | 76.38 | 82.85 | 韓国 (2014) | 79.0 | 85.5 |
| 平成 12 年 | 77.72 | 84.60 | フランス (2015) | 78.9 | 85.0 |
| 平成 17 年 | 78.56 | 85.52 | ドイツ (2012-2014) | 78.13 | 83.05 |
| 平成 22 年 | 79.55 | 86.30 | イタリア (2014) | 80.28 | 84.99 |
| 平成 23 年 | 79.44 | 85.90 | ノルウェー (2015) | 80.36 | 84.15 |
| 平成 24 年 | 79.94 | 86.41 | スウェーデン (2015) | 80.31 | 84.01 |
| 平成 25 年 | 80.21 | 86.61 | イギリス (2012-2014) | 79.07 | 82.81 |
| 平成 26 年 | 80.50 | 86.83 | | | |
| 平成 27 年 | 80.79 | 87.05 | | | |

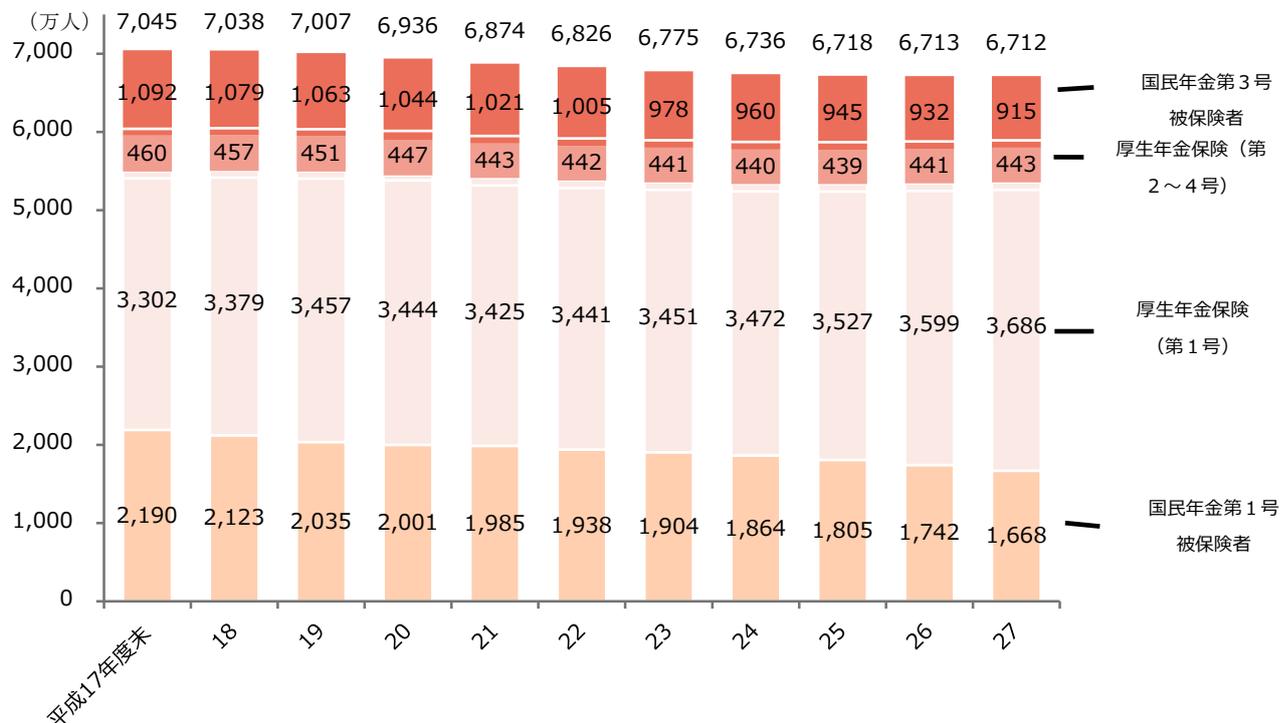
(資料) 厚生労働省統計情報部「平成 27 年簡易生命表」

表 3. 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



(資料) 厚生労働省統計情報部「人口動態統計月報年計」

表 4. 公的年金被保険者の推移



(注1) 厚生年金保険(第1号)の被保険者は、平成26年度以前は厚生年金保険の被保険者、平成27年度は第1号厚生年金被保険者を計上している。

(注2) 厚生年金保険(第2~4号)の被保険者は、平成26年度以前は共済組合の組合員、平成27年度は第2~4号厚生年金被保険者を計上している。

表 5. 年金保険料額・保険料率の推移

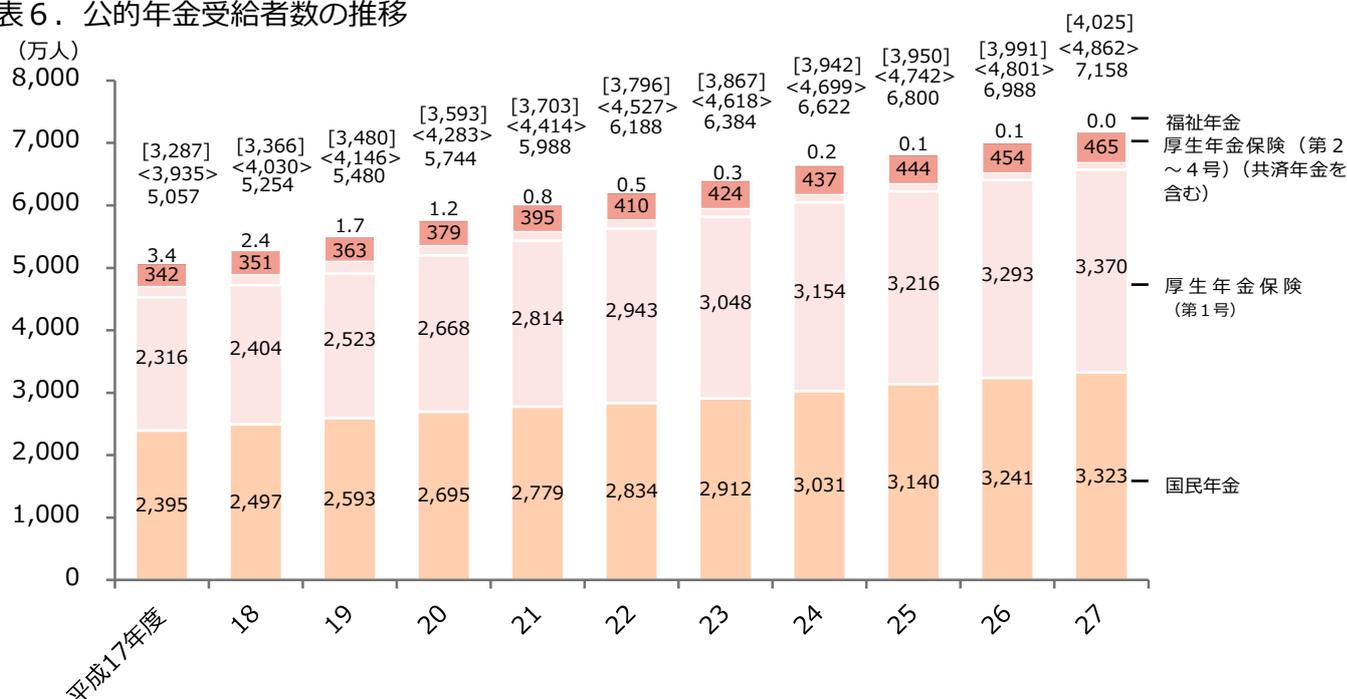
| | 国民年金保険料額 | | 厚生年金保険料率※ |
|----------|----------|---------------|-----------|
| 平成 16 年度 | 13,300 円 | 平成 16 年 10 月～ | 13.934% |
| 平成 17 年度 | 13,580 円 | 平成 17 年 9 月～ | 14.288% |
| 平成 18 年度 | 13,860 円 | 平成 18 年 9 月～ | 14.642% |
| 平成 19 年度 | 14,100 円 | 平成 19 年 9 月～ | 14.996% |
| 平成 20 年度 | 14,410 円 | 平成 20 年 9 月～ | 15.350% |
| 平成 21 年度 | 14,660 円 | 平成 21 年 9 月～ | 15.704% |
| 平成 22 年度 | 15,100 円 | 平成 22 年 9 月～ | 16.058% |
| 平成 23 年度 | 15,020 円 | 平成 23 年 9 月～ | 16.412% |
| 平成 24 年度 | 14,980 円 | 平成 24 年 9 月～ | 16.766% |
| 平成 25 年度 | 15,040 円 | 平成 25 年 9 月～ | 17.120% |
| 平成 26 年度 | 15,250 円 | 平成 26 年 9 月～ | 17.474% |
| 平成 27 年度 | 15,590 円 | 平成 27 年 9 月～ | 17.828% |
| 平成 28 年度 | 16,260 円 | 平成 28 年 9 月～ | 18.182% |
| 平成 29 年度 | 16,490 円 | 平成 29 年 9 月～ | 18.300% |

※ 会社員などの厚生年金保険料率の推移。公務員・私立学校教職員の厚生年金保険料率はそれぞれ平成 30 年・平成 39 年以降 18.3%で固定する。

(注 1) 国民年金保険料額は、平成 16 年度以降毎年度 280 円ずつ引き上げ、平成 29 年度に 16,900 円で固定。(いずれも、平成 16 年の物価・賃金水準)

(注 2) 厚生年金保険料率は、平成 16 年以降毎年 0.354%ずつ引き上げ、平成 29 年 9 月以降 18.3%で固定。

表 6. 公的年金受給者数の推移



(注 1) < >内は厚生年金保険(第 1 号)と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数。ただし、平成 23 年度までは、旧農林共済年金と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分は控除されていない。

(注 2) []内は重複のない実受給権者数である。

(注3) 厚生年金保険(第1号)の受給者は、平成26年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成27年度は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

(注4) 厚生年金保険(第2～4号)の受給者は、平成26年度以前は共済年金の受給者を計上している。平成27年度は、国家公務員共済組合、地方職員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の受給者を計上している。

表7. 年金額の一覧(平成29年度)

[]内は月額に換算した額

| 【国民年金】 | | |
|-------------------|-----------|------------|
| 老齢基礎年金 | 77万9300円 | [6万4941円] |
| 障害基礎年金(1級) | 97万4125円 | [8万1177円] |
| (2級) | 77万9300円 | [6万4941円] |
| 遺族基礎年金(子1人) | 100万3600円 | [8万3633円] |
| 基 本 | 77万9300円 | [6万4941円] |
| 加 算 | 22万4300円 | [1万8691円] |
| 旧法 5年年金 | 40万3000円 | [3万3583円] |
| 10年年金 | 47万3400円 | [3万9450円] |
| 障害年金(1級) | 97万4125円 | [8万1177円] |
| (2級) | 77万9300円 | [6万4941円] |
| 母子年金(子1人) | 100万3600円 | [8万3633円] |
| 基 本 | 77万9300円 | [6万4941円] |
| 母子加算 | 22万4300円 | [1万8691円] |
| 老齢福祉年金 | 39万9300円 | [3万3275円] |
| 【厚生年金】 | | |
| 標準的な年金額(注) | 265万5340円 | [22万1277円] |
| 障害厚生年金(3級・最低保障額) | 58万4500円 | [4万8708円] |
| 障害手当金(最低保障額) | 116万9000円 | [9万7416円] |
| 旧法 障害年金(最低保障額) | 77万9300円 | [6万4941円] |
| 旧法 遺族年金(2子・最低保障額) | 148万9500円 | [12万4125円] |
| 基 本 | 77万9300円 | [6万4941円] |
| 寡婦加算 | 26万1600円 | [2万1800円] |
| 加 給 | 44万8600円 | [3万7383円] |

(注) 夫が平均的な収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)42.8万円)で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が年金を受け取り始めるときの額(夫婦2人分の基礎年金と夫の厚生年金)。

図3. 年金額の改定ルール

年金額は賃金および物価に連動して改定する仕組みとなっています。年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）は名目手取り賃金変動率※によって改定し、受給中の年金額（既裁定年金）は購買力を維持する観点から物価変動率により、改定します。

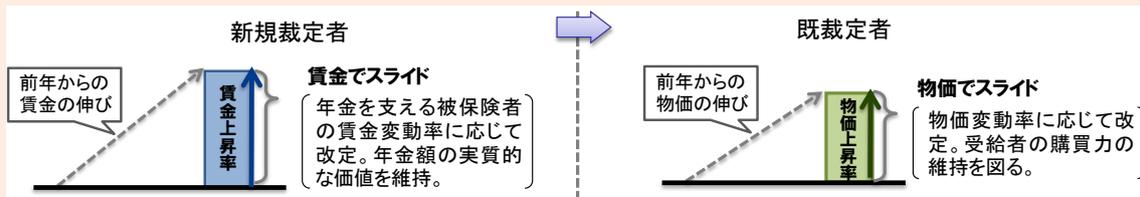
※ 「名目手取り賃金変動率」とは、前年の物価変動率に2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率と可処分所得割合変化率を乗じたものです。実質賃金変動率と可処分所得割合変化率は、標準報酬月額及び保険料率のデータを用いて算出しています。平成29年度まで年金保険料率は上昇するため、現役世代の生活水準は、実際の賃金上昇率ほど伸びているとは言えないこととなります。そのような中、高齢者（新規裁定者）のスライド率を名目賃金上昇率に合わせて、現役世代とのバランスを失することになるため、年金保険料率の上昇による手取り賃金の減少分である可処分所得割合変化率を踏まえた『名目「手取り」賃金変動率』によってスライドすることとしています。

平成29年度の改定に用いる名目手取り賃金変動率（▲1.1%）

$$= \text{物価変動率（▲0.1%）} \times \text{実質賃金変動率（▲0.8%）} \times \text{可処分所得割合変化率（▲0.2%）}$$

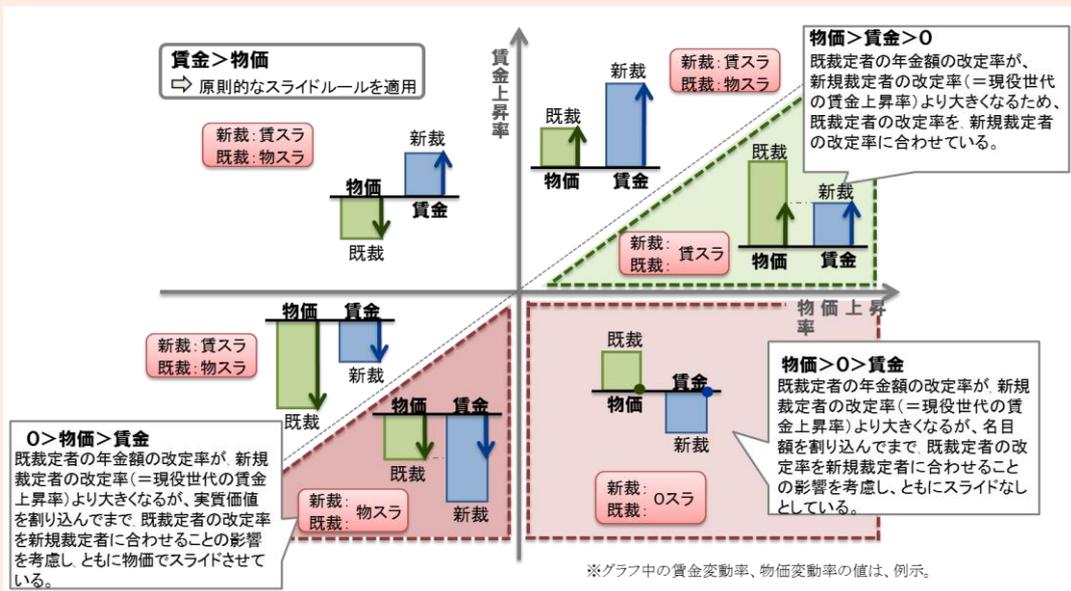
（平成28年の値） （平成25～27年度の平均） （平成26年度の変化率）

【賃金上昇率>物価上昇率のとき】原則的なスライドルールを適用



ただし、給付と負担の長期的な均衡を保つなどの観点などから、賃金水準の変動よりも物価水準の変動が大きい場合には、既裁定年金も名目手取り賃金変動率で改定される旨が法律に規定されています。

【物価上昇率>賃金上昇率のとき】特例的なスライドルールを適用



※グラフ中の賃金変動率、物価変動率の値は、例示。

平成 29 年度の年金額は、平成 29 年度の年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率（▲1.1%）がマイナスで、物価変動率（▲0.1%）となることから、新規裁定年金、既裁定年金ともに、物価変動率（▲0.1%）によって改定されます。

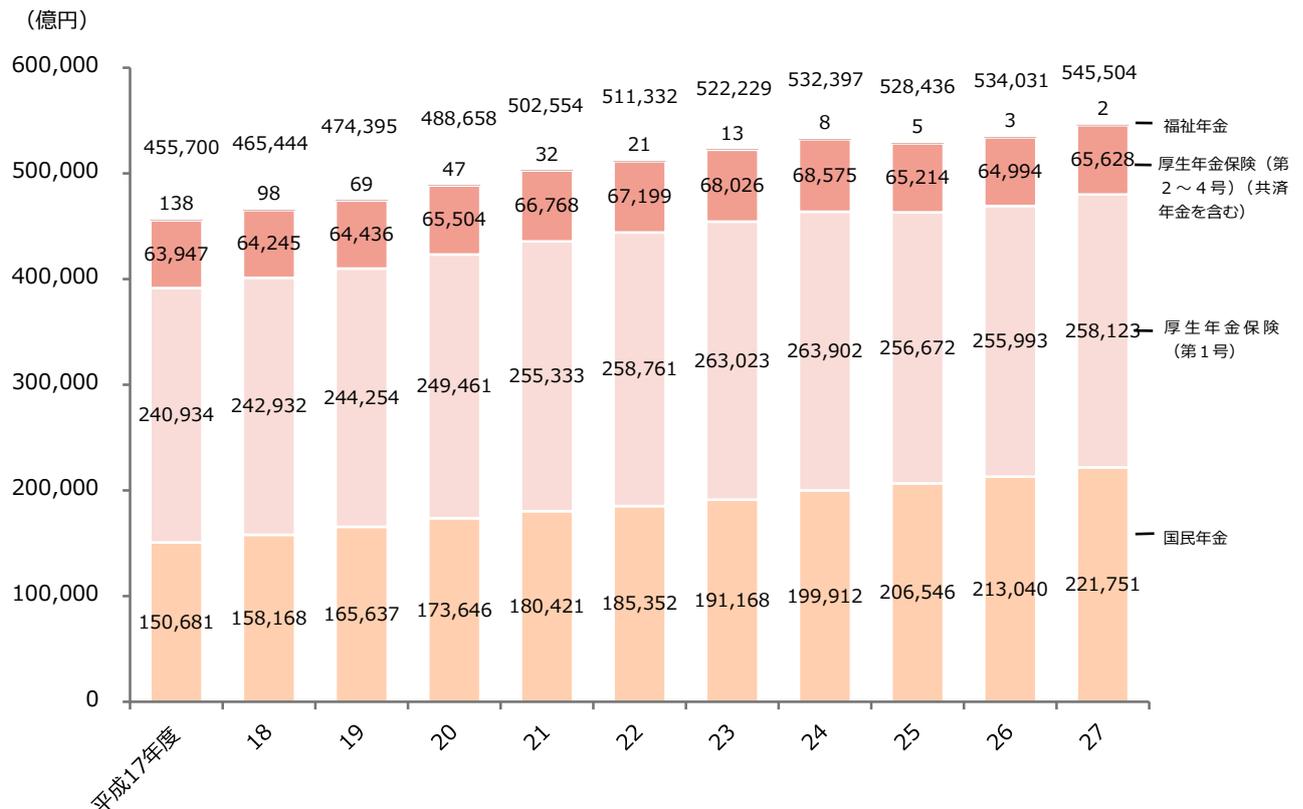
<年金額の改定に用いる各種指標の動向>

| | 平成 23 年 度 | 平成 24 年 度 | 平成 25 年 度 | 平成 26 年 度 | 平成 27 年 度 | 平成 28 年 度 | 平成 29 年度 |
|-----------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| ① 物価変動率 | ▲0.7% (22 年) | ▲0.3% (23 年) | 0.0% (24 年) | 0.4% (25 年) | 2.7% (26 年) | 0.8% (27 年) | ▲0.1% (28 年) |
| ② 実質賃金変動率 (3 年度平均) | ▲1.3% (19~21 年 度) | ▲1.1% (20~22 年 度) | ▲0.4% (21~23 年 度) | 0.1% (22~24 年 度) | ▲0.2% (23~25 年 度) | ▲0.8% (24~26 年 度) | ▲0.8% (25~27 年 度) |
| ③ 可処分所得割合変化率 | ▲0.2% (20 年度) | ▲0.2% (21 年度) | ▲0.2% (22 年度) | ▲0.2% (23 年度) | ▲0.2% (24 年度) | ▲0.2% (25 年度) | ▲0.2% (26 年度) |
| ④ 名目手取り賃金変動率 | ▲2.2% | ▲1.6% | ▲0.6% | 0.3% | 2.3% | ▲0.2% | ▲1.1% |

(注) 名目手取り賃金変動率 = 物価変動率 × 実質賃金変動率 × 可処分所得割合変化率

(例) 平成 29 年度の場合：▲1.1% = ▲0.1% × ▲0.8% × ▲0.2%

表 8. 公的年金受給者の年金総額の推移



(注 1) 上記の受給者の年金総額とは、年度末現在の受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）を合計したものである。

また、年金額には一部支給停止されている金額を含む。

(注 2) 厚生年金保険（第 1 号）受給者の年金総額は、平成 26 年度以前は厚生年金の受給者の年金総額を計上している。平成 27 年度は、厚生年金保険（第 1 号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成 27 年 9 月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成 27 年 10 月以降の第 1 号厚生年金被保険者期

間に係る年金総額を、平成 27 年 10 月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。

(注 3) 厚生年金保険（第 2～4 号）の受給者の年金総額は、平成 26 年度以前は共済年金の受給者の年金総額を計上している。平成 27 年度は、国家公務員共済組合、地方職員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の年金総額を計上している。

(注 4) 厚生年金保険（第 2～4 号）の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。

表 9. 年金額（月額）の推移

※ 実際の年金額は年単位で計算され、2カ月に1度、前月・前々月分をまとめて支払う。

| | 基礎年金 | 厚生年金（注1） |
|-----------------|----------|------------|
| 平成 16 年度 | 66,208 円 | 233,299 円 |
| 平成 17 年度 | 66,208 円 | 233,299 円 |
| 平成 18 年度 | 66,008 円 | 232,591 円 |
| 平成 19 年度 | 66,008 円 | 232,591 円 |
| 平成 20 年度 | 66,008 円 | 232,591 円 |
| 平成 21 年度 | 66,008 円 | 232,591 円 |
| 平成 22 年度 | 66,008 円 | 232,591 円 |
| 平成 23 年度 | 65,741 円 | 231,648 円 |
| 平成 24 年度 | 65,541 円 | 230,940 円 |
| 平成 25 年 4 月～9 月 | 65,541 円 | 230,940 円 |
| 平成 25 年 10 月～ | 64,875 円 | 228,591 円 |
| 平成 26 年度 | 64,400 円 | 226,925 円※ |

(注 1) 夫が平均的な収入（平均標準報酬月額（賞与を除く）36.0 万円）で 40 年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が受け取り始めるときの年金額（夫婦 2 人分の基礎年金と夫の厚生年金）。

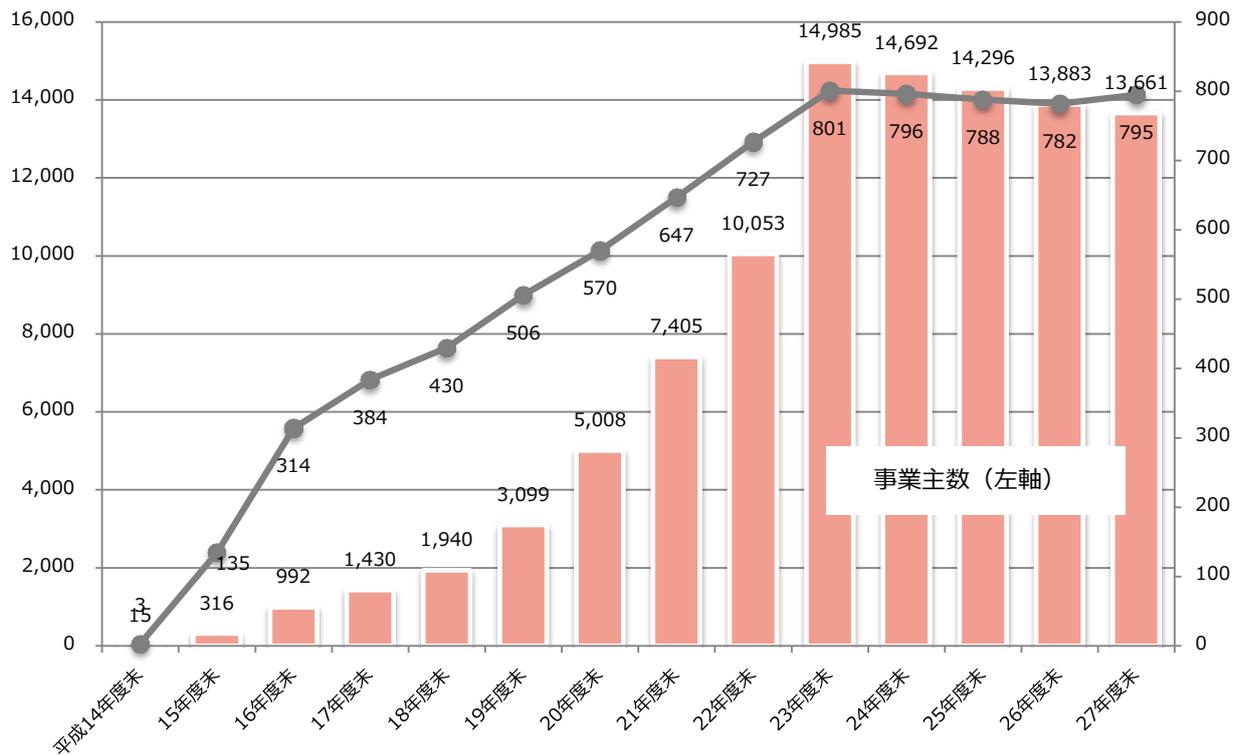
| | 基礎年金 | 厚生年金（注2） |
|----------|----------|------------|
| 平成 27 年度 | 65,008 円 | 221,507 円※ |
| 平成 28 年度 | 65,008 円 | 221,504 円 |
| 平成 29 年度 | 64,941 円 | 221,227 円 |

(注 2) 夫が平均的な収入（平均標準報酬額（賞与含む月額換算）42.8 万円）で 40 年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が受け取り始めるときの年金額（夫婦 2 人分の基礎年金と夫の厚生年金）。

※ 厚生年金の額が平成 26 年度と平成 27 年度を比較すると減額となっているのは、平成 27 年度については、特例水準の解消により、直近の状況に即してモデルの前提・計算式を改めたことによる。

表 10. 確定給付企業年金の事業主数と加入者数

(万人)

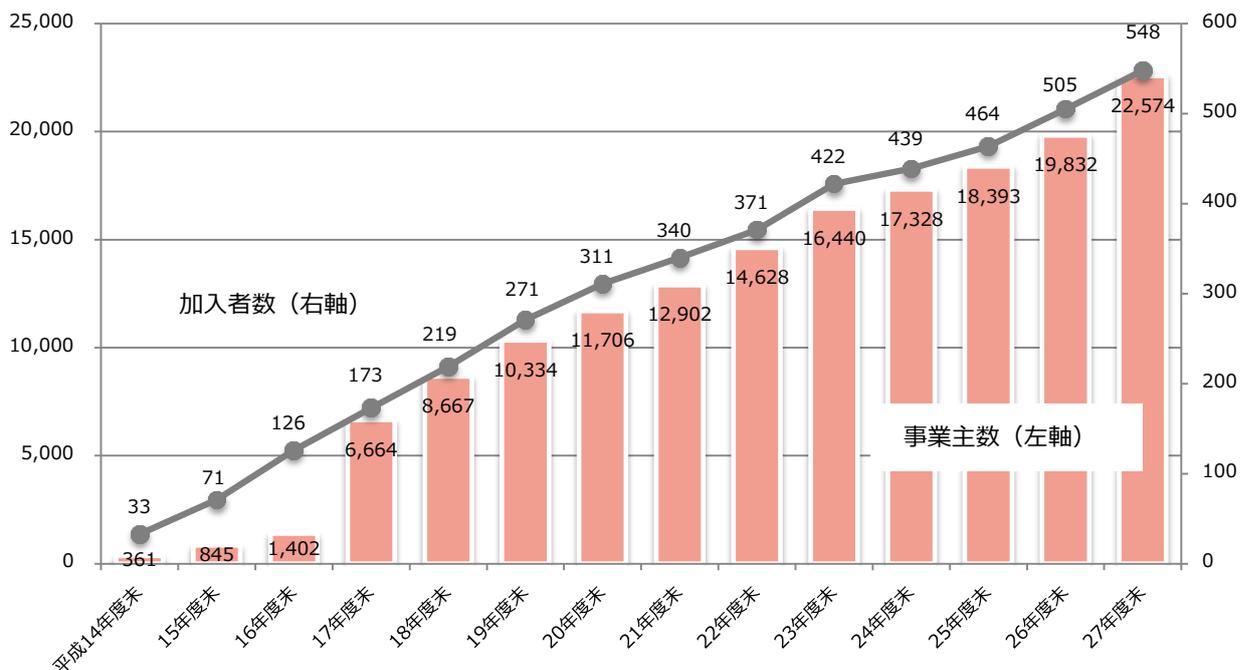


平成 27 年厚生労働省調べ

(加入者数については「生命保険協会・信託協会・JA 共済連『企業年金の受託概況』による)

表 11. 確定拠出年金（企業型）の事業主数・加入者数

(万人)



平成 27 年厚生労働省調べ

表 12. 確定拠出年金（個人型）の推移 加入者数

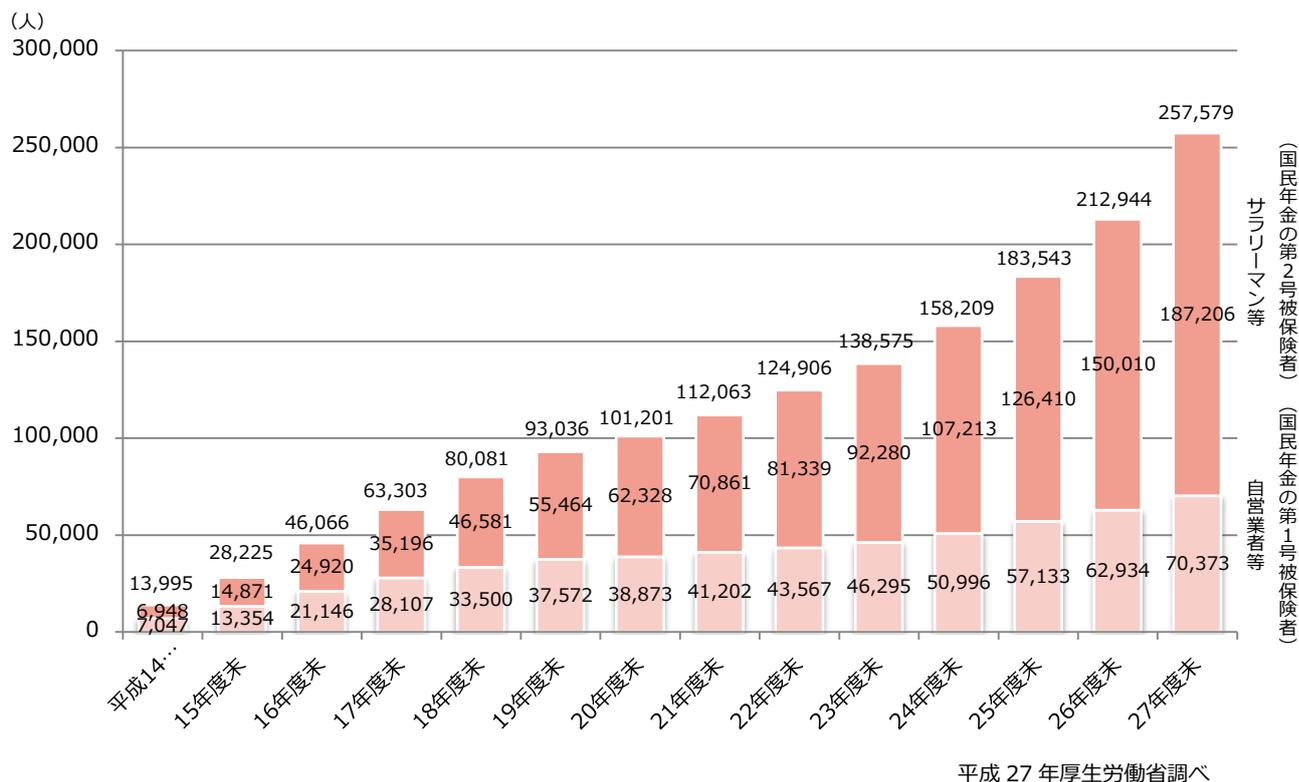


表 13. 年金積立金全体の運用状況

平成 13 年度からの累積収益額 56 兆 4,742 億円
 // の平均収益率 2.84%

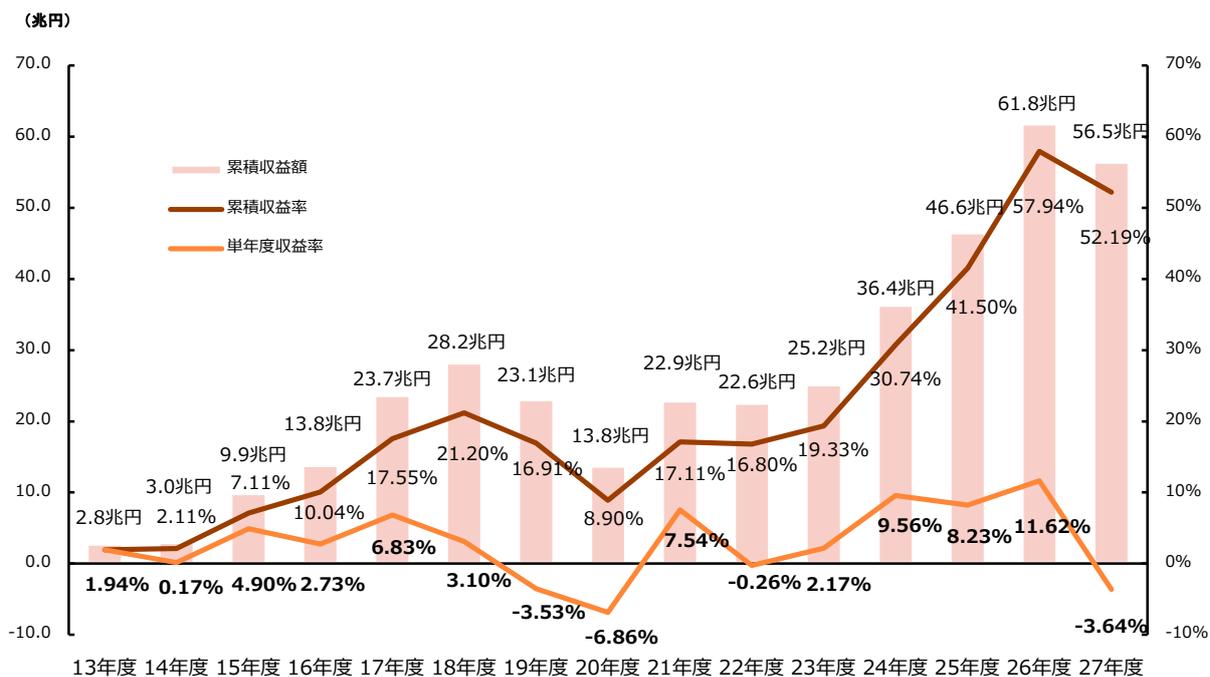


表 14. 年金制度の国際比較 (平成 29 年 4 月作成)

| | 制度体系 | 強制加入対象者 | 保険料率 ^注 (日本以外は2016年末) ※一般被用者 | 支給開始年齢 (日本以外は 2016年末) | 年金受給のため に必要なとさ れる加入期間 | 財政方式 | 国庫負担 |
|--------|----------|--|--|--|--|-----------------|--------------------------|
| 日本 | 2階建て | 全居住者 | 厚生年金保険：18.182% (2016.9～) (労使折半) ※国民年金第1号被保険者は定額。 (2017.4～、月あたり16,490円) | 国民年金 (基礎年金)：65歳 厚生年金保険 男性：62歳 (2016.4～) 女性：60歳 ※男性は2025年度までに、女性は2030年度までに65歳に引き上げ予定。 | 25年 (2017年8月から10年に短縮予定。) | 賦課方式 | 基礎年金 給付費の 2分の1 |
| アメリカ | 1階建て | 被用者 及び 自営業者 | 12.4% (労使折半) | 66歳 ※2027年までに67歳に引き上げ予定。 | 40加入 四半期 (10年相当) | 賦課方式 | 原則なし |
| 英国 | 1階建て | 被用者 及び 自営業者 | 25.8% 本人：12.0% 事業主：13.8% ※保険料は、年金のほか、雇用保険等の給付に充てるものとして徴収。 | 男性：65歳 女性：63歳9カ月 ※女性は2018年までに65歳に引き上げ予定。男女ともに2046年までに68歳に引き上げ予定。 | 10年 | 賦課方式 | 原則なし |
| ドイツ | 1階建て | 被用者 及び 一部の職業 に従事する 自営業者 (弁護士、 医師等) | 18.7% (労使折半) | 65歳5カ月 ※2029年までに67歳に引き上げ予定。 | 5年 | 賦課方式 | 給付費の 26.4% (2015年) |
| フランス | 1階建て | 被用者 及び 自営業者 | 17.65% 本人：7.25% 事業主：10.40% | 61歳7カ月 ※2017年までに62歳に引き上げ予定。(ただし、満額拠出期間を満たしていない者が66歳7カ月(2022年までに67歳に引き上げ予定)前に受給開始した場合は減額される。) | なし | 賦課方式 | 歳入の 37.0% (2015年) |
| スウェーデン | 1階建て | 被用者 及び 自営業者 | 17.21% 本人：7.0% 事業主：10.21% ※そのほかに遺族年金の保険料1.17%が事業主にかかる(老齢年金とは別制度)。 | 61歳以降 本人が選択 (ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳。) | なし (保証年金については最低3年のスウェーデンでの居住が必要であり、満額受給は40年の居住が必要。) | 賦課方式 一部、積立方式 | 保証年金部分 |

※ 個別に時点を記載しているもの以外は2016年末の内容を記載。

注 諸外国の保険料率は、一般被用者については、賃金に対する割合。

資料出所

- ・ Social Security Programs Throughout the World : Europe ,2016 / The Americas ,2015
- ・ Mutual Information System on Social Protection in the Member States of the European Union
- ・ 先進諸国の社会保障 (東京大学出版会)
- ・ 各国政府の発表資料 (ほか)

お問い合わせ先

| 厚生労働省（代表）03-5253-1111 | | | |
|-----------------------|-----|-----------------|-----------|
| 章 | 節 | 担当課 | 内線 |
| 1. 保険料を納める | 1～4 | 年金局 年金課 | 3336 |
| 2. 年金を受け取る | 1～5 | 年金局 年金課 | 3336 |
| 3. 外国で生活する | 1 | 年金局 国際年金課 | 3317 |
| | 2 | 年金局 年金課 | 3336 |
| 4. 企業年金などに加入する | 1～3 | 年金局 企業年金・個人年金課 | 3329 |
| 5. 公的年金の財政 | 1 | 年金局 数理課/年金課 | 3355/3336 |
| | 2 | 年金局 総務課（資金運用担当） | 3360 |
| ・内容全般 ・担当課がわからないとき | | 年金局 総務課 | 3316 |

※ 公的年金に係る一連の運營業務（適用・徴収・記録管理・相談・決定・給付など）は日本年金機構が実施しています。これらに関するお問い合わせは「ねんきんダイヤル」（0570-05-1165）またはお近くの年金事務所までお問い合わせください。